

# 令和元年第3回東大和市議会定例会会議録第25号

令和元年9月24日（火曜日）

## 出席議員（21名）

2番	大 后 治 雄 君	3番	二 宮 由 子 君
4番	実 川 圭 子 君	5番	森 田 真 一 君
6番	尾 崎 利 一 君	7番	上 林 真 佐 恵 君
8番	中 村 庄 一 郎 君	9番	根 岸 聡 彦 君
10番	木 下 富 雄 君	11番	森 田 博 之 君
12番	蜂 須 賀 千 雅 君	13番	関 田 正 民 君
14番	和 地 仁 美 君	15番	佐 竹 康 彦 君
16番	荒 幡 伸 一 君	17番	木 戸 岡 秀 彦 君
18番	東 口 正 美 君	19番	中 間 建 二 君
20番	大 川 元 君	21番	床 鍋 義 博 君
22番	中 野 志 乃 夫 君		

※ 1番 関田 貢議員については、令和元年9月23日に逝去

## 欠席議員（なし）

## 議会事務局職員（5名）

事務局 長	鈴木 尚 君	事務局 次長	並 木 俊 則 君
議事係 長	尾 崎 潔 君	主 任	櫻 井 直 子 君
主 任	高 石 健 太 君		

## 出席説明員（14名）

市 長	尾 崎 保 夫 君	副 市 長	小 島 昇 公 君
教 育 長	真 如 昌 美 君	企画財政部長	田 代 雄 己 君
総 務 部 長	阿 部 晴 彦 君	市民部長	村 上 敏 彰 君
子育て支援部長	吉 沢 寿 子 君	福祉部長	田 口 茂 夫 君
環 境 部 長	松 本 幹 男 君	都市建設部長	鈴 木 菜 穂 美 君
学校教育部長	田 村 美 砂 君	社会教育部長	小 俣 学 君
財 政 課 長	鈴 木 俊 也 君	保 育 課 長	関 田 孝 志 君

## 議事日程

- 第 1 第 5 8 号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
〔総務委員会審査報告 日程第 2～日程第 3〕
- 第 2 元第 2 号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情
- 第 3 元第 4 号陳情 市民窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情  
〔厚生文教委員会審査報告 日程第 4～日程第 5〕
- 第 4 第 5 7 号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について
- 第 5 元第 3 号陳情 学童保育所運營業務の民間委託に関する陳情  
〔建設環境委員会審査報告 日程第 6〕
- 第 6 第 5 6 号議案 市道路線の認定について  
〔決算特別委員会審査報告 日程第 7～日程第 1 2〕
- 第 7 第 4 1 号議案 平成 3 0 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 第 4 2 号議案 平成 3 0 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 第 4 3 号議案 平成 3 0 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 第 4 4 号議案 平成 3 0 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 第 4 5 号議案 平成 3 0 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 第 4 6 号議案 平成 3 0 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 議案 4 号議案 北朝鮮、アメリカ、ロシアのミサイル発射実験を非難し、核兵器の廃絶を求める決議
- 第 1 4 議案 5 号議案 幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書
- 第 1 5 議案 6 号議案 学校給食の無償化を求める意見書
- 第 1 6 議案 7 号議案 東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例
- 第 1 7 閉会中の特定事件調査について
- 第 1 8 議員派遣について

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 8 まで

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） 9月19日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る9月19日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

本日、机前にお配りしておりますとおり、議員提出議案4件が提出され、定例会最終日に上程される議案となることを確認いたしました。

また、9月20日、正午までに提出された請願・陳情はございませんでした。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

日程第1 第58号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第1 第58号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第58号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して定めることとされております。令和元年5月31日に、内閣府令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、府令第7号及び第8号による2つの一部改正が行われました。

なお、府令第8号については、その後、8月30日に国から内容の正誤が出されたものであります。

府令第7号による改正は、厚生労働省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴う児童福祉法に基づく事業認可基準と、子ども・子育て支援法に基づく確認基準の内容を整合させるものであります。また、府令第8号による改正は、子ども・子育て支援法の改正による幼児教育・保育の無償化の実施に伴うものであります。これらの府令改正に対応するため、本条例の一部改正を御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

本改正条例は、2つの府令改正の施行日が異なることから、第1条による改正及び第2条による改正の2条立てとしております。

初めに、第1条による改正であります。主な内容は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る

連携施設の確保についての特例規定を加えるものであります。

第14条及び第37条の改正は、文言の整理であります。

第39条の改正は、第44条の改正に伴うものであります。

第44条の改正は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が、保育所、幼稚園、または認定こども園では、著しく困難な場合であって、一定の要件を満たした場合においては、小規模保育事業A型事業者等を代替保育の提供に係る連携協力を行うものとして定めるとともに、所要の文言整理等を行うものであります。

第45条の改正も、文言の整理であります。

続いて、第2条による改正であります。主な内容は、子ども・子育て支援法の改正によります幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更及び用語の整理であります。

第2条の改正は、子ども・子育て支援法の改正に伴う用語の整理を行うとともに、新たな用語の定義を加えるものであります。

第3条の改正は、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、特定教育・保育施設等の運営上の原則に保護者の経済的負担の軽減への配慮を位置づけるものであります。

第5条から第12条までの改正は、文言整理等であります。

第14条の改正は、幼児教育・保育の無償化に伴う利用者負担額等の規定の整備であります。

第1項は、特別利用保育及び特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえを、第37条及び第38条において定めるための改正と利用者負担額を支払う保護者の範囲を限定するための改正であります。

また、第4項第3号は、保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用に、2号認定子どもの副食費を追加するとともに、1号認定子ども及び2号認定子どもの副食費のうち、一定の所得未満の者及び多子世帯の3人目以降については、支払いを免除することを定めるものであります。

第15条の改正は、施設型給付費の根拠規定の追加等であります。

第17条から第22条まで、第25条から第29条まで、第31条、第33条、第34条及び第36条の改正は、文言整理等であります。

第37条の改正は、所要の文言整理とともに、これまで第14条で定めていた特別利用保育を提供する場合の基準の読みかえ規定を整備するものであります。

第38条の改正は、所要の文言整理とともに、これまで第14条で定めていた特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえ規定を整備するものであります。

第39条から第44条までの改正は、文言整理等であります。

第45条の改正は、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえを、第53条及び第54条において定めるため等であります。

第48条、第49条及び第51条の改正は、文言整理等であります。

第52条の改正は、特定地域型保育事業者等について、規定を整備するもの等であります。

第53条及び第54条の改正は、第45条で定められていた特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえ規定を整備するもの等であります。

附則第2項の改正は、第14条の改正に伴い、同条の読みかえ規定を整備するものであります。

附則第4項及び第5項は、施設型給付費等に関する経過措置の規定が不要になることから削除し、附則第6

項及び第7項をそれぞれ繰り上げるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を第1条の規定につきましては公布の日、第2条の規定につきましては令和元年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） それでは、何点かお伺ひいたします。

まず1点目、この条例改正は、幼児教育・保育の無償化という大きな変化の中で、給食食材費の保護者負担の内容が変わるということでございますけれども、具体的には副食費の4,500円が保護者負担になるということだと思います。このことは、これまでの保育料より負担が重くなる方がいらっしゃるのかどうかを確認させていただきます。

2点目、保育料は所得によって定められておまして、所得の低い方につきましては減免措置がとられてきたと思いますが、今条例改正での食材費が減免される制度は、具体的にどのようなようになってるのか伺ひます。

3点目、保育料につきましては、2人目が半額、3人目以降が無料となるように多子世帯への軽減措置がなされております。このたびのこの食材費については、多子世帯への対応をどのようなようになってるのかお伺ひいたします。

4点目、保育園でなく幼稚園では、これまでも給食費等の負担が、保護者負担があったと思いますが、今回の条例改正によつての給食費の食材負担はどのようなになっているのかお伺ひしたいと思います。

○保育課長（関田孝志君） 第1点目の保育料より給食費が大きくなってしまったという場合についてはですね、現在のところそのような方はいないというふうに試算しているところでございます。

もし給食費が保育料を超える場合にはですね、別途要綱を策定し、これまでの保育料額と同額を納付いただき、差額分につきましては市が単独で負担するというふうに考えてございます。

続きまして、2点目の食材料費の減免についてでございます。年収360万未満相当の世帯、また生活保護世帯及び第3子以降が対象となります。減免の方法はですね、保護者から給食費を徴収せず、給付金として市から各施設へ直接お支払いするというような形になります。

続きまして、食材料の多子軽減でございます。保育料の多子軽減につきましてはですね、現状どおり基本的には残ると。給食費の多子減免につきましては第3子以降が無料となるという制度になります。

最後に、幼稚園の食材料費の負担ですが、これまで幼稚園におきましてはですね、所得にかかわらず給食費の徴収を行ってまいりました。無償化の制度以降につきましては、低所得者を対象とした保育園等と同程度の減免条項が加えられ、新たに減免の対象となるものでございます。

なお、新制度未移行園につきましては、同様となるよう別途要綱を策定することとしてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 済みません、1点目についてだけ確認をさせていただきます。

先ほど、現在のところ所得を、保育料を超える方はいらっしゃるけれども、今後そういう場合が考えられるというふうな御答弁だったと思うんですけれども、そのところをもう少し具体的に、どういうことが想定されるのかをお伺ひできればと思います。

○保育課長（関田孝志君） 保育料につきましてはですね、ここで新たに所得認定をしているところでございます。全て作業が終わったという状況ではございませんので、まだ作業が残っている部分がございます。この決定の中でですね、もしかすると可能性は出てくるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 2点、お伺いします。

まず、食事の提供に要する費用について、年収360万という、その減免の基準があるということですが、この条例の中で次に掲げるものを除くというふうに規定されている市町村民税所得割合算額が7万7,101円と5万7,700円という数字出てますが、これがおよそ年収でいうと幾らぐらいになるのか確認をさせてください。

2点目に、本市では副食費として4,500円を新たに実費徴収するということですが、その金額が条例上のどこに規定がされるのかという点について教えてください。

また、規定がされないということであれば、今後その金額が保育施設によって変更することは可能だというふうに思うのですが、その認識で合っているのかも確認をさせてください。

○保育課長（関田孝志君） 初めに、年収のところでございます。

条例上ではですね、基本的には夫婦合算の額となりまして、所得割で7万7,101円、こちらが1号認定及びひとり親が該当になります。で、5万7,700円というのは、2号認定の方が適用となります。こちらともに年収で申し上げますと、国が示すとおり360万円程度というところになるかと思えます。

続きまして、副食材料費の4,500円につきましてはですね、園の実情に合わせて決定するというのが前提でございます。本市におきましては、私立保育園長会と調整し、市内統一の金額4,500円といたしました。金額は園で決定しますことからですね、市立狭山保育園につきましては、別途要綱により決定しているところでございます。

このことからですね、今後につきましては、給食費の金額が変更となるという可能性はあると考えてございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党を代表いたしまして、第58号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論をいたします。

10月からの幼児教育・保育の無償化では、3歳以上児について、これまで保育料に含まれていた副食費が新たな保護者の実費負担となりますが、特に所得の低い家庭においては、これまでの保育料負担より負担が重くなる逆転現象が起こる可能性があること。保育施設で新たな徴収業務がふえるなど、保護者や保育関係者を初め、多くの国民から批判を受けるものとなっています。また、これまで保育料に含まれていたことで応能負担であった副食費が、一律の金額となることも問題です。

保育施設において給食は、幼児の心と体の発達に欠かせないものであり、保育と給食は切り離せないものであることは明らかです。本来であれば、国の制度設計において、幼稚園等も含め食材費も無償化とするべきですが、児童福祉法24条において、市町村に対する保育実施責任が規定されているという点からいえば、市町村もその責任を果たすべきだと考えます。

本制度の実施に当たり、これまで保育料の利用者負担軽減対策として市が一般財源で負担していた部分に国・東京都の財源が充当されることにより、毎年約9,000万円程度の新たな財源が得られることも明らかとなりました。

一方、当市が副食費の実費負担を補助した場合の財源は約1億円程度であり、この国からの財源を活用すれば、副食費の補助を行うことは可能であると考えます。

保育施設にとっても保護者から毎月実費徴収を行うことは大きな負担増となることから、ただでさえ過酷な保育士の労働環境がますます厳しくなり、当市でも深刻な問題となっている保育士確保に影響することが懸念されます。

また、副食費4,500円という金額は、条例上には規定されておらず、今後保育施設によっては値上げになる可能性もあり、そうなれば市内で保育格差が拡大することにもつながります。

こうした問題は、幼児教育・保育の無償化の本来の目的に反するものです。国に対して食材費も無償化の対象とすることを求めるとともに、実現するまでの間は、市が暫定的にその責任を果たすべきであると考えことから、本条例案に反対いたしまして討論を終わります。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 私は、公明党を代表して、第58号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

本年10月、いよいよ幼児教育・保育の無償化がスタートいたします。幼児教育・保育の無償化を実現する道のりの背景には、その財源確保のための消費税増税という重い決断があります。消費税を5%から8%、そして10%と上げるに当たっては、2012年、当時の民主党政権のもと、自民党、公明党の3党で、社会保障と税の一体改革に関する3党合意がなされました。その合意の中で交わされた内容は、消費税の増税分は全てを社会保障費に充当すること。そして、それまでの社会保障費については、医療、年金、介護の3分野に限られておりましたが、3党合意に当たり、公明党は子育て支援も社会保障の中に入れるべきであると強く主張し、子育てについても社会全体で支える全世代型社会保障へ新たな改革がスタートしたわけであります。

このたびの幼児教育の無償化は、全ての3歳から5歳のお子さんを対象とし、また、ゼロ歳から2歳までのお子さんの保育料も無償化されます。保育園、幼稚園、認定こども園、認可外施設など、さまざまな幼児教育のスタイルに対して、一定の教育費が広く保障されます。

そのような中で、このたびの条例改正は、給食費の取り扱いについて一定の基準を設けるものであり、一定

の基準を設けた上で、所得の低い方や多子世帯の方に対しても配慮がなされております。さらに、先ほどの質疑の中で、給食費の負担をお願いするに当たって、これまでの保育料を上回る世帯がないことも確認させていただきました。

今回の条例改正によって、国の進める幼児教育・保育の無償化の趣旨に沿って、適正に保護者負担の軽減が図られ、当市が目指す日本一子育てしやすいまちづくりの施策がさらに充実されることは明らかであります。よって、本条例に賛成いたします。

[18番 東口正美君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第58号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

## 日程第2 元第2号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情

### 日程第3 元第4号陳情 市民窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情

○議長（中間建二君） 日程第2 元第2号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情、日程第3 元第4号陳情 市民窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情、以上陳情2件を一括議題に供します。以上2件につきましては、総務委員会委員長、荒幡伸一議員の報告を求めます。

[総務委員会委員長 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） ただいま議題に供されました元第2号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情及び元第4号陳情 市民窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情につきまして、総務委員会において審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

令和元年9月12日に本委員会を開催し、副市長及び関係部課長の出席を求め審査を行いました。

元第2号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情は、今本会議に提案理由の説明が終了していることから、議題に供した後、朗読終了後、直ちに質疑に入りました。

主な質疑は次のとおりであります。

まず、1番目の質疑者から2つの質疑がありました。

1つ目として、窓口委託ではなく、まず内部の業務改革を行うべきではないかとの質疑に対し、市側から、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に合わせ、国から会計年度任用職員制度への移行についての留意すべき事項が提示された。それを踏まえ、市民部傘下の業務見直しを行い、本来職員がすべき業務と、それ以外の業務、これらを整理した上で行うものであり、業務改革の一環であると認識しているとの答弁がありました。



2つ目として、プレゼンテーション及びヒアリングは公開の場で行うべきではないかとの質疑に対し、市側から、参加した企業の運営上のノウハウや収益の根拠等の独自の財源の流出をおそれることなく、提案もしくは説明する環境を整えることによって、市にとって有益な事業内容の実現につながることから、これまでも公開はしていないとの答弁がありました。

2番目の質疑者からは、4つの質疑がありました。

1つ目として、当面、経費は現状よりかかるが、具体的にどのようなメリットがあるのかとの質疑に対し、市側から、業務改善を進めることにより、証明書の受付業務の集約化、一部の証明書の自動出力、総合窓口の人材拡充等々、市民サービスの向上が期待できる、また、正規職員が担当業務に専念することで、事務処理の効率化をさらに進め、他の事務改善の分野でICTの活用等を図ることで、遅くとも4年後の次期の契約更新までには経費のコスト削減を実現していきたいとの答弁がありました。

2つ目として、民間委託などを同時に行うより、まずは会計年度職員に移行するなど段階的に行うなどの検討はあったのかとの質疑に対し、市側から、平成29年1月に策定した東大和市第5次行政改革推進計画の中の持続可能な自治体経営のための行財政運営の中では、民間委託の推進をうたっている。この中では、窓口業務の一部委託について、平成31年度に方針を決定、32年度より可能とした業務の委託実施となっている。これを受けて、市では平成30年5月から31年4月まで、行政改革推進本部のもと、東大和市窓口委託等検討部会を設置して、9回にわたって審議を行った。一時的に費用の増となることはあるが、市民サービスの向上が図れることから、市民課、保険年金課、課税課の3課を包括的に委託する結論になった。それを令和元年5月に開催した行革本部会議において審議をし、同様の結論に至ったことから、6月に開催した市議会全員協議会での概要を説明したとの答弁がありました。

3つ目として、現状、市民部で民間委託されている分野は何かあるのかとの質疑に対し、市側から、窓口業務等に関しては民間委託している分はないとの答弁がありました。

4つ目として、マイナンバーカードの業務に関しては、自主的に民間委託されているのではないかという質疑に対し、市側から、マイナンバーカードの作成自体は全国一律で、J-LISという国の指定を受けた機関が行っている。個々人、市民の方等が申請してJ-LISでマイナンバーカードを作成し、そのカードを個々の市町村、例えば東大和市に送ってもらい、そのマイナンバーカードを市民にお渡しするのが主に市町村の事務であり、市の職員でしか触れない端末や、実際対面してお渡しする業務等については、市の職員及び会計年度職員で行い、お知らせのはがきを送るなど補助的な業務については民間委託で行うとの答弁がありました。

3番目の質疑者からは、5つの質疑がありました。

1つ目として、第5次行政改革大綱を見ても、窓口業務については具体的に書いているものはないと思うが、スケジュールやこういう形で委託をする、こういう範囲で委託をするというのはどこに書いてあるのかとの質疑に対し、市側から、第5次行政改革大綱は29年1月に作成している。29、30年度は、委託可能な業務の調査・検討、31年度が方針の決定、32年度が可能として業務の委託実施となっているので、31年度に30年5月から31年4月までにわたって行革本部、あるいは行革本部の窓口検討部会で検討した結果、市民部の窓口業務については委託をするべきだという結論が出たとの答弁がありました。

2つ目として、実施計画の中では具体的に何も書いていないが、どういう整合性があるのかとの質疑に対し、市側から、30年5月から31年4月まで検討を重ねてきたことで、検討中の事項については、実施計画にはのらないとの答弁がありました。

3つ目として、行革大綱の中では、行革推進について比較や進捗について示されている都内の類似団体9市のうち、先行事例があるのかとの質疑に対し、市側から、民間委託については国からガイドラインや委託に関する標準仕様書等が示されていることから、全国的に進んでいるものだと考えるとの答弁がありました。

4つ目として、当初予算での提案ではなく、なぜ急いで補正予算で提案なのか理由を伺うとの質疑に対し、市側から、決して急いでやっているわけではなく、計画に沿った形で準備を進めているとの答弁がありました。

5つ目として、いいところだけ見て進めるのではなくて、問題はあるところもどういう検討をしたのか市民にわかるような形で進めることが大事だったのではないかという質疑に対し、市側から、問題があったことを教訓とし、仕様書等をきっちり定めているので事故などは起こらないと考えている。現に納税課で実施している業務についての請負業務は、全国でも事故などの事例は一切起きていない。スキルの高い会社でもあるので、ぜひ運営委員会の中では、そういう業者を選定したいとの答弁がありました。

4番目の質疑者からは、4つの質疑がありました。

1つ目として、民間委託事業者を使ったことで、今回の提案の中にある正職員がすべき仕事に専念することで、サービスの向上や改善を図っているような点が、前例の徴税業務、補助業務のところの民間委託でどんな点を評価して、課題が見つかったような部分を、次の民間委託の移行にどのように生かそうとしているのかとの質疑に対し、市側から、納税課の窓口業務委託によって改善された点は、受託事業者のほうで業務従事者に対してきめ細かい研修を行っており、人材育成を図っている。具体的には、スキルの向上研修はもとより、コンプライアンスに関する研修、プライバシーマーク等に基づく厳しい個人情報の研修も行っている。また、毎週、受託従事者と市の担当者で会議を持ち、月ごとに目標達成状況の確認をして、必要な改善を加える等、PDCAサイクルの徹底を図っている。改善した点は、個々の業務従事者の間で能力差をなくすために、提供できるサービス水準が俗人的とならないような工夫を行うとともに、業務マニュアルを随時保管している。こうした取り組みを参考として、高いサービス水準の提供に努めたいとの答弁がありました。

2つ目として、今従事している方の受ける研修の頻度よりも、専門業務として請け負っている民間の事業者のほうが、研修がより頻度が高く内容が濃いものになっているという実感があるのか、また民間委託になった場合は、市の職員の管理者としての注意すべき点や責任が変わってくる点をどのように理解、研究しているのか。また、日常的に窓口で得る有効な情報はどのように市の職員が吸い上げていくのかとの質疑に対し、市側から、プライバシーマーク等の資格を持っている関係上、個々の従事者に対して試験まで行い、個人情報の習得を図らせていると認識している。一方、市の職員の研修は、なかなか全員が受けられる機会は少ない。

次に、市の職員の管理の変化だが、当然民間委託に移ると、委託業者の管理者あるいは副管理者が現場で業務従事者の個々の管理を行い、指揮命令系統がこちらの副管理者を通じて主にされ、市としては、事業者から毎年提出される計画書や業務報告書等をチェックして、委託遂行にかかわる全般的な進捗状況、あるいは問題点等の検証、改善、必要に応じては是正措置も求めることになる。

次に、窓口において委託業者の得た情報だが、月次の定例会や会議の中でも確認ができるし、苦情等の場合には、速やかに副管理者等を通じて市の職員が吸い上げることができるような体制も柔軟にとれるようにするとの答弁がありました。

3つ目として、単純に同じようなサービスの向上や新しいシステムを入れて、会計年度任用職員となったための人件費のアップを足したのと、新しいシステムで民間委託にしたものと、コスト比較でいうとどんな肌感を持っているのかとの質疑に対し、市側から、民間事業者ならではの持っているノウハウ等の活用は、何より

も経費にかえがたい部分だ。また、プログラムの開発等々についても民間事業者のほうが当然スキルも高いと認識しているし、より安いのではないかと理解している。そして、今回、フロアマネジャーを1名増員するプラスメリットがあるとの答弁がありました。

4つ目として、もう少し民間委託を先延ばししたときのリスクはどのようなことを想像して、そのリスクを避けるためにどうしたらいいのかということを考えて、今回計画どおり進めているのかとの質疑に対し、市側から、国の動きが3年、3年という形で補助金の活用状況に変化がある。2040年を見据えての行動だと思うが、こういう事業が1年、2年おけると、また次の補助ももらえなくなってくるので、積極的に進めていかなければならないという危機感を持っているとの答弁がありました。

5番目の質疑者からは、3つの質疑がありました。

1つ目として、人件費に対する直接の削減策があれば、それらを含めた費用の増減や経年の推移を具体的な数字を挙げて示してほしいとの質疑に対し、市側から、今回、委託業務には約560万円の経費の負担増が生じる。このまま4年間続けた場合と仮定すると、2,200万円となる。しかしながら、今後内部の業務改善を進めて、委託契約期間中には課税課において電子申告の割合がふえることから、会計年度任用職員2名を削減できるのではないか。ここで450万円ぐらいの削減になる。

また、次期の契約更新時までには、市民部内部で正規職員をさらに1名分削減、これが760万円ぐらいを見込んでいることから、合わせて1,200万円ぐらいの削減をしたいと考えている。

2,200万円ふえてしまった分については、令和7年度までには経費の負担増分については対処が図れるとの答弁がありました。

2つ目として、7年後までには累計の赤字というのが全く解消されて、その後は削減効果のみが顕現するというような認識でいいのかとの質疑に対し、市側から、全体として現状のものがそのまま4年後に更新するので、また新たなシステムが入るかもしれないが、そういったものがなしと考えれば、人件費の削減効果が継続的にあらわれてくるとの答弁がありました。

3つ目として、いち早く民間委託をやったところに対して、宣伝費もそこに含まれるので、費用が少し安くなるというようなことがあるので、お互いのメリットを考えれば、なるべく早く手がけることがよいのではないかとと思うが、その辺の認識はいかがかとの質疑に対し、市側から、究極の目的は住民福祉の向上で、市民サービスをよくするというので、今どういう方法をとるかというのを考えているので、いい業者さんに手を挙げてもらい、いい仕事をしてもらうということで考えると、後を追って手を挙げていく方法だと、金額的にも当然アップが見込まれる。慎重に検討した結果、仕様書等を厳密につくることでクリアして、いい仕事を進めたいとの答弁がありました。

また、3番目の質疑者から2つの質疑がありました。

1つ目として、例えばどういう種類のミスが何件ぐらい発生して、どのような対応をしたのかなどの内容について確認ができる体制をきちんととっているのかとの質疑に対し、市側から、業務等の確認評価等については、業務報告書の提出等を求め、定例の会議等々で基本的には市のほうで検証して、サイクルで改善を進めていくとの答弁がありました。

2つ目として、それを市民が確認できる条件はあるのかとの質疑に対し、市側から、公募市民が委員となっている事務事業評価、市民事業評価会議というのが市に設けられている。もし評価対象として選定をされれば、外部評価を受けることになるとの答弁がありました。

以上で質疑、自由討議を終了し、討論を行いました。討論は2件で、賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。起立により採決を行った結果、起立少数により、元第2号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情は不採択と決しました。

次に、元第4号陳情 市民窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情は、議題に供した後、朗読終了後、直ちに質疑に入りました。質疑はなく、2名の委員より自由討議が行われました。

1番目の委員より、市民窓口業務委託内容及び今後の予定について、中止を含めた再検討をせずをお願いするものとあり、要するにゼロベースから一旦立ちどまって判断をしっかりとしてほしい、こういう趣旨だということがわかった。先ほどの2号陳情の趣旨とほぼ同じというように理解したので、賛成をしたいとの意見でした。

2番目の委員より、この窓口の委託については賛成している。さらに、市民サービスの向上を考えれば、もっと横断的に総合窓口化に向けての推進も望むところだ。今回の事業については非常に丁寧な説明で、この陳情者たちの意見についても不安を払拭するような質疑、答弁があったと思っている。しっかりと市民サービスの向上のために取り組んでもらいたいとの意見でした。

自由討議を終了し、討論を行いました。討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。起立により採決を行った結果、起立少数により、元第4号陳情 市民窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情は不採択と決しました。

以上で、総務委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

失礼しました。先ほど元第2号陳情について、本会議にて提案理由の説明が終了していることからと申し上げましたが、元第4号陳情と同様に、議題に供した後、朗読終了後、直ちに質疑に入りましたと訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 荒幡伸一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。

元第2号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情及び元第4号陳情 市民部窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情について、党を代表して賛成の立場で討論いたします。

本陳情に賛成する理由は、第1に、市民の前に計画を示す前に先に決定してしまい、後から市民には説明するという進め方は、市が掲げる開かれた市政に反するものであるからです。昨年1月に作成された第5次行革大綱推進計画取組状況報告書にも、窓口業務の民間委託については、委託可能な業務の委託を実施する旨、書かれているだけで、具体的にどの部門で、どんな業務を委託するのか等は示されていません。市民には具体的

なことは何も知らせないまま、ことし6月の議員全員協議会で突然計画があると言い出し、A3資料1枚だけ配付。9月議会では補正予算一つで強行する。大変乱暴なやり方と言わざるを得ません。

こうした乱暴な市政運営は、昨年もありました。やはり市の計画に具体的な記載が全くなかった包括施設管理業務委託が6月議会で提案されましたが、このときは全く説明なく、何の資料も示されず、補正予算にもぐり込ませる。納税管理及び徴収補助等業務委託は、9月議会で突然補正予算に計上されました。今回、またこうしたことが繰り返されているわけです。市民参加どころか、市民不在の乱暴な行政運営です。

第2に、窓口業務委託を先行して行っている自治体では、業務にふなれな受託企業社員と市職員とがやりとりを直接行えば偽装請負となることから、窓口業務が滞り、長時間来庁者を待たせて混乱するなど、異常に非効率になる事例が頻発しています。数年ごとに委託先が変われば、長期に安定的に業務を継続させることはできなくなり、庁内でも知識経験の継承がおのずと困難になることは避けられません。足立区ではこのため、一度は委託した業務の一部を再び区の業務に戻しています。

第3に、受託企業が不採算を理由に突然撤退を表明するリスクがあります。もしそうなれば、当面市がその手薄な状態で尻拭いをしなければならないというリスクが生じます。足立区もそうでした。

第4に、市民部窓口業務の民間委託によって、市民の重要な個人情報漏えいする可能性を完全には避けられないからです。大阪府では、短期で雇いどめされた労働者から税務情報が漏えいするという事件も起こりました。

第5に、さらには民間委託したほうが余計に経費がかかるとあっては、何のためにここまで急いで進めているのかという疑念を持つのは当然だからです。これだけ問題の多い市民部窓口の業務委託を、市民的な議論にも付さずに進めるべきではなく、本陳情が求めるとおり、ゼロベースからの決定の見直しが必要であると考えます。

以上のことから、本陳情に賛成いたします。

以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 私は、公明党を代表して、元第2号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情に反対、元第4号陳情 市民窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情に反対の立場で討論いたします。

市民部窓口業務等の委託については、今定例会初日の本会議、一般会計補正予算の審議に対して討論を行い、既に申し述べたとおりでございますけれども、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の導入が行われることに伴い、東大和市では第5次行政改革大綱に基づき、窓口業務に対する詳細な検討がなされた結果、持続可能な自治体運営実現のため、そして市民サービスのさらなる向上を図るために、窓口業務にICTの活用であるRPAを導入し、窓口の受け付けを一体的に行う民間活力の導入を行う方針が示され、今定例会における補正予算の成立によって、その推進が図られることが既に決定しております。このことにより、市民サービスの向上として、証明書受付業務の集約、窓口手続一覧の内容拡充、お悔み関連手続一覧の作成が推進されます。また、窓口での必要書類作成が困難な方に対しても、フロアマネジャーを1名から2名に増員することで、スムーズな対応が図られることとなります。

このことは、公明党がかねてより訴えてきた総合窓口による市民サービスの向上につながる第一歩として大

いに評価するものであり、社会の変化におくれることなく、さらにスピード感を持って進めていただくことを求めます。

また、第4号陳情では、個人情報の取り扱いについての心配があるとの記載がありました。この点についても本会議の討論で申し述べたとおり、委託業者の選定に当たっては、プライバシーマークが付与されている事業者を選定するなど、市民の皆様が安心できる丁寧な対応を市に求めたところです。

未曾有の超少子高齢化に対応するためにも、不断の行政改革が必要であるとともに、特に個人情報の取り扱いを含む業務の遂行に当たっては、市民の皆様適切な情報提供と丁寧な説明責任を果たすことを求め、今陳情には反対いたします。

[18番 東口正美君 降壇]

[9番 根岸聡彦君 登壇]

○9番(根岸聡彦君) 自由民主党の根岸聡彦です。私は、自由民主党を代表して、元第2号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情、元第4号陳情 市民部窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情に、反対の立場で討論を行います。

元第2号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情における陳情趣旨は、令和2年度から導入される東大和市の市民部窓口業務等の民間委託について、令和2年4月導入は取りやめ、十分な検討を求めるものとなっており、元第4号陳情 市民窓口の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情の陳情趣旨は、対象となる業務が全ての市民の貴重な個人情報に係るもので、これら業務の民営化は市民の安心や安全を危険にさらすことは明らかであり、市政運営のあり方を根本から覆すものであり、民間委託の検討を即刻やめるよう求めるものであります。

本件に関しましては、先般の補正予算においての審議で、多くの議員よりさまざまな質疑が投げかけられ、市長部局はその一つ一つに丁寧に対応していたと記憶しております。

一方で、市民部内においては、正規職員と嘱託職員、臨時職員の業務分担はなされているものの、窓口業務の一部を正規職員が対応せざるを得ない状況が発生しており、そのことが正規職員の時間外勤務を増長されている要因の一つとなっていると考えられます。

今回の民間委託では、確かに経費の面では一時的に負担増となります。しかしながら、委員会の質疑の中では、業務委託後の内部事務の効率化、RPAの導入等により、段階的に人員の削減を行うことで、令和7年度までにはそれまでの負担増の累計を解消し、以降はコスト削減となることが確認できております。

また、個人情報の件に関しましても、陳情者は、民間委託をすることで必ず漏えいが発生し、市民の安心や安全を脅かすものであると決めつけてかかっているような節があります。確かに市民部の業務は、個人情報を扱う部分が多くあり、個人情報の漏えいというリスクは、民間委託をするしないにかかわらずついて回ります。だからこそ市長部局としては、そういった問題が発生しないように、プライバシーマークが付与された業者を選定する。職場に携帯電話やスマートフォン、タブレットの類を持ち込ませない等の規制をかけ、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、情報漏えいといった事態が発生しないように万全の策を講じるとしてあります。

もちろん、このことで全てオーケーということにはならないかもしれませんが、リスクをリスクとして認識し、発生し得る事態を常に想定しながら万難を排してリスクを回避し、事故の発生を未然に防ごうとする。このことを否定してしまつては、いかなる業務も先に進めることができなくなるのではないのでしょうか。

令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に合わせ、国から会計年度任用職員制度への移行について留

意すべき事項が提示されました。それによりますと、簡素で効率的な行政体制の実現として、各地方公共団体においては、組織として最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況にあっても住民のニーズに応える効果的、効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要であり、その際、ICTの徹底的な活用、民間委託の推進等による業務改善を含め、簡素で効率的な行政体制を実現することが求められる。このため、臨時、非常勤の職の設定に当たっては、現に存在する職を漫然と存続させるのではなく、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に努めることが求められております。

今般の市民部窓口業務等の民間委託については、会計年度任用職員制度への移行に当たり、国から出された留意点を十分に考慮し、検討を重ねた結果の判断であると考えられることから、本陳情には反対の立場をとるものであります。

[ 9 番 根岸聡彦君 降壇]

[ 3 番 二宮由子君 登壇]

○3番（二宮由子君） 議席番号3番、二宮由子です。

興市会を代表し、元第2号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情及び元第4号陳情 市民窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情に、反対の立場で討論を行います。

さて、平素より申し上げていることではありますが、物事は総合的に、俯瞰的に、そして長い目で見て考えなければなりません。市民部傘下の窓口業務を民間委託した場合、初年度から6年経過したところまでは、削減効果としては累計額は赤字であります。7年目以降は黒字となり、費用対効果が如実にあらわれることがさきの総務委員会における質疑で明らかになりました。

また、正規職員から移行される労務管理等、数字にあらわれない削減効果や、他自治体に先駆けて民間委託を行うことによる効果などもあります。つまり、7年で損益分岐点を迎えるなど、経費面から見ても市民部傘下の窓口業務の民間委託は望ましいと考えられます。

ただその一方で、情報流出などを懸念される方々がいらっしゃるのも事実です。そこで、市にはよりコンプライアンスを重視した丁寧かつ厳格な事業執行を求め、本陳情に反対するものです。

以上です。

[ 3 番 二宮由子君 降壇]

[ 14番 和地仁美君 登壇]

○14番（和地仁美君） 議席番号14番、和地仁美です。私は、正和会を代表して、元第2号陳情と元第4号陳情に、反対の立場で討論を行います。

この陳情は、市が来年度から導入する市民部窓口業務の民間委託に対し、第2号陳情では、十分な検討を求めるとともに、予定している開始時期を検討後にすることを求めるもの。また、第4号陳情は、民間委託の検討自体を即刻やめることを求めているものです。

さて、今回、当市において市民部窓口業務の一部を民間に委託することを検討した背景には、平成27年6月30日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015の中で、公的サービスの産業化、すなわち公共サービス及び、それと密接にかかわる周辺サービスについて、民間企業などが公的主体と協力して担うことにより、選択肢を多様化するとともに、サービスを効率化することに、国、地方、民間が一体となって取り組むことを目標として掲げていること。また、その中に掲げられている多様な行政事務の外部委託の推進において、窓口業務については官民が協力して大胆に適正な外部委託を拡大することとされていることがあると考えます。

そして、この閣議決定の背景には、公共サービスに対する住民ニーズの多様化、高度化により、行政が担わなければならない課題に変化が生じているにもかかわらず、平成17年から26年の10年間で、全地方公共団体の一般行政職職員の数が約10万3,000人減少するという人材確保の点での課題が現実化していることと、この先の人口減少社会において、ますます人材確保が困難になることを受け、事務事業の新たな効率化の必要性が待ったなしの状況になっていることがあると考えます。

このような中、全国の自治体がこの閣議決定や課題と直面し、民間委託を検討、導入するという動きを活発化することは明らかであり、そうなった場合、最善の民間事業者と最善の費用で契約できる確率は、時とともに減少することは火を見るよりも明かです。よって、当市が他自治体に先駆けて導入を決断したことは、リスク回避という点で妥当と考えます。

一方、今回の両陳情で不安視、問題視している点については理解できることです。これらの点をクリアできれば、民間委託を来年度から導入する場合と、導入しなかった場合、もしくは導入をおくらせた場合のリスクとメリットを比較した場合、やはり導入することを選択すべきだということになると思います。

まず、不安視されている個人情報漏えいについては、市の職員だから漏えいをしない。民間だから漏えいする可能性が高くなるという種類のものではないと考えます。要は、個人情報を漏えいしない仕組みと担当者への教育が肝心であり、管理者が漏えいするリスクをきちんと理解し、内部の統制により管理することで、発生確率を下げるができるものなのです。残念ながら、今まで市の職員であっても個人情報の取り扱いに問題が生じたこともゼロではないことを考えると、民間だから、市の職員だからということで比較する問題ではないと思います。

そのような中、市の説明では、委託する民間事業者については、プライバシーマークを取得している企業を選択するとのこと。プライバシーマークについては2年間の有効期限が設けられており、すなわち受託事業者は2年ごとに法律への適合性はもちろんのこと、自主的により高い保護レベルのマネジメントシステムを確立し運用していることが審査されることになっていることを考えますと、より厳格に業務を遂行してもらえということも期待できます。

次に、コスト面については、市の説明では、業務委託導入時には約563万円のコスト増になるとしながらも、総務委員会での答弁では、7年後にはこのコストも解消できるような取り組みを予定しているとされていました。当初コストがふえることよりも、ICTやRPAの導入による業務の効率化並びに利便性の向上が図られること。そして、最初に述べた閣議決定に至った背景などへの対応などを考えた場合、早期に民間委託することが、長期的な視点に立つと妥当であると考えます。

最後に、市民への十分な説明という点においては、6月定例会終了後、市は市議会全員協議会を開催し、市民部窓口の一部業務を民間委託することについての説明を行っています。ここでは、市議会議員に向けた説明となっており、市民説明会ではありませんでしたが、選挙により市民から選ばれ負託を受けている市議会議員がその説明を受けているのなら、市議会議員が市民に説明していくことも市議会議員の役割の一つと考えます。

また、今定例会の補正予算で、債務負担行為が示されたことが拙速との意見もありますが、受託事業者を募集するに当たって、きちんとその予算を示すことが必要だということを考えれば、市の対応は機を逃さないためのものとも言えると思います。

市民が望む市民部の窓口は、正確で効率的で、親切で信頼できることだと思います。その市民の望む市民部窓口を実現する責任は、民間委託した後も市には残るもので、その窓口を実現する一翼を民間事業者が担うに



すぎません。誰に雇用されていようとも、市の窓口業務のプロとして市民が望む窓口を実現することが任務であることを、民間委託後の担当者にも理解してもらえよう、市には努めてもらいたいと思います。

そして、この両陳情者の不安が現実のものとならないよう、市はさまざまな準備を慎重に行い、来年度の民間委託を進めてもらうことを要望し、以上討論といたします。

[14番 和地仁美君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

元第2号陳情 市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（中間建二君） 採決いたします。

元第4号陳情 市民窓口業務の民間委託の中止を含めた再検討を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時43分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について

日程第5 元第3号陳情 学童保育所運営業務の民間委託に関する陳情

○議長（中間建二君） 日程第4 第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、日程第5 元第3号陳情 学童保育所運営業務の民間委託に関する陳情、以上、議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、厚生文教委員会委員長、実川圭子議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) ただいま議題に供されました第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について及び元第3号陳情 学童保育の運営業務の民間委託に関する陳情について、厚生文教委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

令和元年9月13日に本委員会を開催し、副市長及び関係部課長の出席を求めて審査を行いました。

初めに、第57号議案につきましては、既に本会議にて提案理由の説明が終了しているため、直ちに質疑を行いました。

主な質疑と答弁の内容は、以下のとおりであります。

初めに、東大和市の体育施設等の指定管理者のこれまでの5年間の評価をどのように市として認識しているのかとの質疑がありました。それに対しては、平成27年度には平日午後11時までの開館時間を週2日から5日に変更し、スマイルバスを運行、みんなの体育館まつり等を開催し、平成29年度にはインターネットにおける体育施設の予約システムを導入するなど、さまざまな取り組みを実施してきた。これらの取り組みや改善は、体育施設に不足するものを補い、利用者の利便性を高めるという一定の成果を上げてきたものと認識しているとの答弁でした。

次に、3団体からの応募があったと聞いているが、特に決め手となったことは何かとの質疑に対し、4点の評価ポイントが示されました。

1点目は、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を踏まえた目標値が設定されており、計画に沿った確実な提案内容で、さらなる事業展開が期待できること。

2点目は、東大和市や地域に根差した体育施設等の運営が期待できること。

3点目は、応募団体のノウハウを生かしたファシリティマネジメントの考えに基づいて、体育施設等の適正な維持管理が期待できること。

4点目は、これまでに築いた各団体とのつながりをさらに強化をしていくなど、体育、スポーツ、レクリエーション及び社会活動の振興について、積極的かつ効果的な取り組みが提案されていること。

以上を評価したとのことでした。

さらに、市と指定管理者との連携について、また指定管理者に対して期待することについての質疑に対しては、連絡調整会議を毎月1回開催し、指定管理者側と市の職員と必要な連絡調整、情報交換等を行う。今回提案している共同事業体の代表企業は、これまでと同一の事業者なので、これまでの5年間の取り組みと今後の5年間の取り組みをあわせて、一層市民サービスの向上を進めていけると考えているとのことでした。

次に、5年間で積み残しになっている課題と改善については、事業計画書に基づいてほとんどやっていた。すこやかスマイルバスについては、登録者の数やルートなど今後改善をし、スポーツ実施率もあわせて向上していくことを期待しているとのことでした。

また、利用料の値上げの可能性はあるのかについては、今回の新たな指定管理者の指定に伴う利用料金の改定は見込んでいないが、使用料、手数料の見直しについては、全庁的な取り組みとして3年ごとに見直すこととしているとのことでした。

また、働く方の労働条件、権利を市としてどうやって守っていくのかについては、市は毎年度、指定管理者の事業実施内容を評価し、その結果に応じて指定管理者に対して適切な指導を行っている。あわせて、指定管理者が雇用している職員の労働条件等について調査を実施し、その実態の把握を努めているところとの答弁でした。

次に、臨時職員の継続雇用についての質疑がありました。それに対して、事業者からは、提出された基本事業計画書においても継続雇用に関する記述があり、臨時職員については継続して雇用することを前提とする旨の記載がある。市としても、継続雇用は体育施設の利用者の方にも安心を与え、これまで蓄積してきた業務のノウハウを生かしていただけると理解しているとのことでした。

最後に、防犯カメラの利用を今後議論していくのか、使用後の寄附についての質疑に対し、事業者が決定されたら費用対効果の問題もあるので、指定管理者側と詳細を詰めていきたい。寄附については、引き継いでいく可能性も出てくるので、指定期間が終わるときの協議による結果に基づいて決めていくことになるとの答弁でした。

質疑、自由討議を終了後、討論はなく、直ちに採決を行った結果、全会一致で第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定については、原案どおり可決と決しました。

次に、元第3号陳情 学童保育の運營業務の民間委託に関する陳情についてを議題に供し、陳情趣旨朗読後、直ちに審査に入りました。

主な質疑と答弁の内容は、以下のとおりであります。

まず、市民、保護者、職員、市民代表などから成る検討会議などもやるべきだったのではないかと。最低限パブリックコメントぐらいは行うべきだったのではないかと。なぜこうした議論の場をつくらなかったのかとの質疑がありました。それに対し、東大和市第5次行政改革大綱と行政改革大綱推進計画における持続可能な自治体経営のための財政運営の民間活力導入の推進などに取り組む具体的な項目として検討してきた結果、民間委託により長年保護者の皆様から御要望を数多くいただいていた長期休業中の弁当の配食や学習支援など、よりよい学童保育サービスの提供が図られることに加え、市財政運営において労務管理等の事務負担の軽減と業務改善や経費の削減、新たな歳入の確保などの財政的な効果が見込まれること。近隣他市での民間委託による実施状況などを踏まえて、令和2年度から実施することで進めてきたものとの答弁がありました。

次に、指導員の労働環境や処遇の改善についての市の責任に対しては、今回のプロポーザル等での事業者を選ぶことは、市としての責任においてやっていく。ただし、実際に採用後の職員の方々の適正な労働条件や労働環境の整備は、労働基準法と労働関連法令のもとで適切に実施していくことが民間事業者の責務だと考えている。職員の確保については、民間事業者の募集のチャンネルの広さやスケールメリットを生かしていくとのことでした。

さらに、学童保育の質を守るための市の姿勢を示すガイドラインの作成をしないのかについては、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例や、国の放課後児童クラブ運営指針に沿って適切に事業運営を進めるとのことでした。

次に、学童からの現状を聞いたか、また保護者説明会、学童保育所職員説明会の実施で済ます事柄ではないのではないかと。なぜ委託を急ぐのかとの質疑がありました。それに対し、当事者である子供たちの声は、子供から保護者へ、保護者から市への問い合わせ等の形となって日ごろよりいただいている。7月の3回の説明会の中では、新たなサービスを望む声が多かった。今後のさらなる女性の就業率向上などを踏まえ、よりよいサービスを提供できるよう施策を進めている。保育等の人材不足が全国的に言われている中、民間事業者と市との引き継ぎが円滑にでき、民間事業者も人材確保の準備等が適切に行える時期を考慮して進めているとのことでした。

また、現場の人たちに対して運営委託のプロセスが周知徹底されていなかったのではないかと。委託されるこ

とによって指導員に不利益が生じたときの市の対応については、7月の当初の囑託員の説明の後も、市の職員が学童保育所に出向く機会に、不安などがあつたらいつでも相談は受け付けている。現時点では、相談はない。事業者の面接などを強制するわけではないので、事業者と希望者が双方で納得して雇用契約を結んで就労となるとのことでした。

最後に、立入検査等、第三者機関等で評価しないか。また、保護者や子供たちからの要望や評価をどのように聞き取り吸い上げていくのかについては、国の放課後児童クラブ運営指針の中にも、子供や保護者の意見を取り入れながら自己評価を行うことや、その結果を公表するように努めることなどが挙げられていることから、例えば利用者アンケートの実施などを考えているとの答弁がありました。

続いて、自由討議では1人の委員から、補正予算の成立によって、既に民間委託を進めていることで議会の意味は示されている。補正予算審議や一般質問においても、担当部署より丁寧な十分に納得がいく説明がされたと認識している。長期的な人件費の抑制を図り、必要な人材確保のためにも、民間の専門性あるノウハウを生かせる公設民営となることで、東京都から補助金の増額が見込まれ、育成料を変更せず、利用者に新たなサービスが拡大もされる。委託することで、市民サービスの向上と経費の削減が可能であり、保育の質が向上されると思う。今後、行政がしっかりと事業評価を行い、利用しやすい学童保育所にしていきたいとありました。

次に、別の委員から、まだまだ議論が必要だ。子供たちや保護者や指導員が何を求めているか議論し、その上で公立のままできないのか、当事者を含めた広範な議論を重ねる必要がある。指導員の確保についても、日によって変わってしまう可能性があることについて、市のほうで重大な問題と捉えていない。民間委託後の処遇に関して、撤退や指導員が集まらないという想定し得るリスクについても、市の対応は不安が残る。今この時点で民間委託につき進んでいくのは、やはり拙速であるとありました。

さらに別の委員から、持続可能な自治体経営のための行財政運営として、これまでも清掃や施設管理、また福祉サービス等の民間活力の導入により業務委託を進めてきた経緯がある。今後の市を取り巻く少子高齢化、また人口減少社会を見据え、引き続き官民連携、また民間活力の導入の推進により行政改革に取り組んでいくべきとの意見が出ました。

自由討議を終了した後、討論を行いました。討論は1件で、本陳情に賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、元第3号陳情 学童保育の運営業務の民間委託に関する陳情は、不採択と決しました。

以上、厚生文教委員会における審査経過と結果の報告を終了いたします。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 実川圭子君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。

日本共産党を代表いたしまして、元第3号陳情 学童保育所運營業務の民間委託に関する陳情に、賛成の立場で討論を行います。

初めに、日本共産党は民間委託全てに反対をするものではありません。しかし、公的サービスを民間委託する場合には、住民福祉のさらなる向上が図られるものであるのか、また守られるべき住民の権利が保障されるものとなるのか、細部にわたって徹底的に全市民的な議論を行い、その上で結論を出すべきものと考えます。

民間委託によって公的責任が後退することは、絶対にあってはなりません。学童保育所の民間委託は、児童の安全や健全な発達にかかわる大変重要な問題であり、本来であれば検討の段階から当事者である児童や保護者、指導員だけでなく、広範な市民による議論が必要であると考えます。市民と十分に議論を行う機会も設けず、パブリックコメントすら行わず、市の計画にもものっていない学童保育所の民間委託を補正予算で提案するという進め方は、市長が掲げる開かれた市政とも相入れない乱暴なやり方と言わざるを得ません。

子供の安全や発達にかかわることは、とりわけ慎重に行わなくてはならないものです。市は、民間委託をすれば市民サービスが向上すると言いますが、そもそも当事者である子供たちや保護者、指導員が求める学童保育所の質とはどういうものであるのか、そうした議論すら十分に行われていません。

国の放課後児童クラブ運営指針の中では、放課後児童健全育成事業の役割の一つとして、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子供の最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならないと示されています。

当市でも、国の運営指針に基づき、子供たち一人一人の人格を尊重した育成支援を継続的に行い、子供たちが安心して過ごせる生活の場としての役割と機能を適切に発揮していくものであると市も認識されていることが確認されています。そうであれば、子供たちの最善の利益を保障する立場で、東大和市の学童保育所をどう向上させていくのかという議論がまず行われた上で、公立のままできるのか、民間委託がいいのか、広範な市民参加のもとで議論を重ねた後に結論を出すべきものと考えます。

加えて、この学童保育所の民間委託に関しては、補正予算での質疑、一般質問、そして本陳情の審査と3回にわたって民間委託後のリスクに対する市の対応についてただしましたが、いずれも市の責任の所在が不明瞭なままでした。

以上のことから、来年4月からの民間委託は余りに拙速であり、本陳情は市民の当然の要求であると考え、本陳情に賛成をし、討論を終わります。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。私は、公明党を代表して、第57号議案 東大和市体育館施設等の指定管理者の指定について賛成、元第3号陳情 学童保育所運營業務の民間委託に関する陳情に反対の立場から討論を行います。

初めに、第57号議案 東大和市体育館施設等の指定管理者の指定についてであります。東大和市民体育館においては、現在の指定管理者が新たにスマイルバスやインターネットによる予約システムの導入、開館時間の延長など、市民が利用しやすい施設として取り組んでこられたことを評価しております。

令和2年度から5年間、現在と同じ法人が中心となる企業体が継続して指定管理を受けることで、これまで

の市民サービスが継続されるとともに、今後新たなサービスとして具体的にはナイトプールの開催、市民プールでのキッズお助け隊の配置、防犯カメラの設置など、数多くのサービスを導入することで、さらに市民が利用しやすい開かれた施設となるよう期待をして、賛成の討論といたします。

次に、元第3号陳情 学童保育所運営業務の民間委託に関する陳情ですが、学童保育の運営業務の民間委託については、今定例会初日の補正予算の成立によって既に民間委託を進めていくことで、議会の意思は示されております。また、補正予算審議や一般質問において各議員より質疑がなされ、担当部より丁寧で十分納得がいく説明がされたと認識をしております。

令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、安定的な行政運営を行っていくためには、人件費の抑制を図っていく必要があります。学童保育所運営業務については、長期的な人件費の抑制を図り、人材の採用が困難な状況の中で、必要な人材の確保のためにも、民間の専門性あるノウハウを生かせるため、民間委託が有効であると考えます。また、公設民営となることで、東京都からの補助金の増額が見込まれます。さらに、育成料を変更せず、利用者に新たなサービスが拡大されます。民間委託することで、市民サービスの向上と経費の削減が可能であり、保育の質が向上されると考えます。

当市においては、20年前から保育園の民営化を進めてきたことで、市民ニーズに応じた多様なサービスが拡充され、待機児童解消も大きく進んできました。学童保育の民間委託においても、今後行政としっかりと事業評価をしていただき、より利用しやすい学童保育所になることを期待しています。

よって、本陳情には反対するものです。

以上、討論といたします。

訂正をいたします。先ほど体育館施設と言いましたけれども、体育施設の誤りです。

以上です。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔14番 和地仁美君 登壇〕

○14番（和地仁美君） 議席番号14番、和地仁美です。私は、正和会を代表して、元第3号陳情に反対の立場で討論を行います。

この陳情は、市が来年度から導入する学童保育所の運営業務を民間に委託することに対し、十分な検討を求めるとともに、予定している開始時期を検討後にすることを求めているものです。

今回の学童保育所運営業務を民間に委託することを検討した背景には、来年度から導入しなければならない会計年度任用職員制度が関係していることは否めませんが、それ以上に保護者からのニーズへの対応、保育の質の向上が大きな課題になっていることがあってのことだと考えます。

保護者からのニーズについては、長期休暇中の昼食の提供のほか、学習支援やさまざまな体験のできるイベントの開催などがあると思います。実際、私のところにも、民間の学童保育が行っているような習い事の要素も学童保育があれば、学童保育所から習い事の場所までの移動もなくなり、児童の安全性も確保できるという要望も寄せられています。

このような基本的な学童保育所の事業にプラスする取り組みについては、指導員の確保だけではなく、それらのサービスを提供できる人材を確保することが必要で、それを市が実現するには、ノウハウや経験と照らし合わせてもかなりの時間を要することが想像できます。

また、指導員の応募がないという点については、行政が募集しようと、民間企業が募集しようと、それは雇

用条件に左右されるということは否めません。市は、当市の学童保育所指導員の給与は、26市中、中庸程度としましたが、学童保育が19時までの延長保育を実施したとき、指導員の待遇を変えずに休暇をとることで対応を調整してきたことは問題があると考えます。

このような勤務内容や勤務時間に対して、待遇面できちんと対応しなければ、民間企業の場合はすぐに評判に影響し、経営状況を打撃することにもなりかねないという現実を考えると、民間企業のほうが待遇についてはよりシビアに整えることも期待できるのではないかとも思います。

行政ではなかなかし得なかった民間企業ならではの新たなサービスを実現し、受益者負担をより明確にすることで、指導員の待遇も納得感のある形に整えられる素地ができると思います。ぜひこのような点も受託企業には伝えていただきたいと思います。

今回の学童保育所運営業務は民間委託というもので、保育所のような民営化ではないことを考えると、民営化の中で各園が切磋琢磨し、施設などハード面の向上や保育の質といったソフト面の向上を行っていくというような二次的な効果は大きくないかもしれませんが、一方で、運営業務だけを委託することで、東京都からの補助金が得られるだけではなく、市の関与がなくなるといふことにより、学校、児童館、放課後子ども教室など、児童にかかわる他事業との情報共有、連携も維持されるということがメリットとして考えられます。

いずれにせよ、学童保育所は学童が主役であり、そこに通うことで得られることが多ければ、子供、保護者ともに満足度も上がることは間違いありません。

今回、運営業務を民間に委託することで、学童保育という事業については、受託する民間企業者という新しいステークホルダーがふえることとなりますが、事業を進める上ではステークホルダー全ての満足度と理解が得られることが重要であることを考えた場合、運営事業が委託されて市の負担が減ったと考えるより、ステークホルダー全ての満足度と理解を得るためのコントロールとマネジメントをする立場になった市の責任は重くなると考えます。民間事業者には雇用される指導員の方の満足ややりがいは、児童に対してよい影響をつくり、児童や保護者の満足度にもつながるといふよいスパイラルを生むことになると思います。

市は、今までとは違う立場にはなりますが、委託する民間事業者との連携を密にして、東大和市の学童保育が近隣市で一番だと言われるような学童保育を実現してもらうことを要望し、以上討論いたします。

〔14番 和地仁美君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（中間建二君） 採決いたします。

元第3号陳情 学童保育所運営業務の民間委託に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

#### 日程第6 第56号議案 市道路線の認定について

○議長（中間建二君） 日程第6 第56号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。

本案につきましては、建設環境委員会委員長、床鍋義博議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） ただいま議題に供されました第56号議案 市道路線の認定について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

この審査は、令和元年9月17日に本委員会を開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

第56号議案を議題に供した後、現地視察を行いました。現地視察の終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。

質疑、自由討議、討論なく、採決を行いました。

採決の結果、第56号議案 市道路線の認定については、原案どおり可決と決しました。

以上で建設環境委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

[建設環境委員会委員長 床鍋義博君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第56号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。



- 日程第 7 第 4 1 号議案 平成 3 0 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 第 4 2 号議案 平成 3 0 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 第 4 3 号議案 平成 3 0 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 第 4 4 号議案 平成 3 0 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 第 4 5 号議案 平成 3 0 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 第 4 6 号議案 平成 3 0 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中間建二君） 日程第 7 第 41 号議案 平成 30 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 12 第 46 号議案 平成 30 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 6 議案を一括議題に供します。

以上 6 議案につきましては、決算特別委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔決算特別委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18 番（東口正美君） ただいま議題に供されました 6 議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9 月 18 日及び 19 日の 2 日間にわたり、付託されました第 41 号議案 平成 30 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第 42 号議案 平成 30 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第 46 号議案 平成 30 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 5 特別会計について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

〔決算特別委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5 番（森田真一君） 日本共産党東大和市議団を代表して、平成 30 年度の一般会計決算、同国民健康保険、下水道、介護保険、後期高齢者医療の各事業特別会計決算に反対し討論を行います。

国の悪政によって、医療や介護、生活保護など暮らしのあらゆる分野で給付制限や負担増が押しつけられています。来月からの消費税率引き上げは、その極めつけです。こうしたときこそ、自治体が市民の暮らしを守る防波堤としての役割が求められます。

平成30年度決算を考える上で、その物差しとなるのは、市民の暮らし向きがどのようになっていたかということです。平成26年の消費税8%への増税以降、市内の1人当たりの給与収入額の上昇率が、消費者物価指数の上昇率を上回った年はありませんでした。これでどうして景気の回復を少しずつ感じ始めていると言えたのでしょうか。

平成30年度は、市は市民の実収入が減り続けることを顧みることなく、次々と市民負担をふやしました。相次ぐ負担増によって、市民の暮らしの厳しさに追い打ちをかけました。

国民健康保険税は、平成30年度より6年連続、毎年1億円ずつ値上げを行い、一般会計から国保会計への法定外繰出金を減らすとしています。30年度は法定外繰出金を2億1,295万円も減らしましたが、結果、2億2,060万円の黒字を出し、2億円近くを貯金しました。値上げは必要なかったのです。

また、介護保険も1億3,000万円の値上げを行いました。3億5,700万円の黒字を出しました。これも値上げは必要なかったのです。暮らしが悪化するもとの市民負担増路線は中止すべきです。

平成31年度当初予算では、財政調整基金を11億5,000万円取り崩したことについて、6月議員全員協議会では、これを積み戻すことは困難だと説明していましたが、30年度一般会計決算で15億円の黒字を出して、基金に12億5,000万円を戻し、基金残高見込みは51億4,016万円と、30年度末より1億円ほどふえることになりました。予算案提出時の30年度末基金残高見込みは31億円余りとされていましたが、決算では50億4,787万円となり、財政調整基金は維持する目標の16億8,000万円を7億8,000万円も上回る24億6,000万円に、公共施設等整備基金は、30年度末目標の10億円を3億7,000万円上回る13億7,000万円となっています。このため込みありきではなく、これらの財源を値上げの抑制や市民サービスの向上に向けるべきです。

日本共産党は、30年度予算案に対して、この基金の上積み額を1億9,000万円余り減らして、大企業3社だけに毎年2,500万円以上優遇している道路占用料をもとに戻すことを財源とし、1つに国民健康保険税の値上げを中止し、逆に1人5,000円引き下げる。2つ目に、介護保険料値上げを中止する。3つ目に、小中学生への医療費助成制度を18歳以下に拡大する。4つ目に、ちょこバス運賃を100円に戻すなどの予算組み替え動議を提出しました。これらを行えるだけの財政力は市には十分あったことが、この決算結果で一層明らかになりました。

次に、市の行政手法について申し上げます。

国保税の値上げは議会直前まで、介護保険料の値上げは決定後まで、市民に知らされることはありませんでした。公共施設管理業務の包括業務委託や徴税業務の一部業務委託についても、市の計画にのっていなかったものが突然補正予算案に計上されるという、市民や議会を軽視した乱暴な手法がとられました。とりわけ、徴税業務の一部業務委託は、個人情報保護などの課題が十分に検討されないまま進められてしまいました。今議会でも、市民部窓口の業務委託や学童保育の全クラブ委託が、またも同様の手法で決まりましたが、事前に市民に計画を示して進める市民参加の視点は全く見られません。30年度の業務委託の際に批判された、それらの問題が全く反省されていなかったのではないのでしょうか。

このように、市民の暮らしを顧みず市民に負担を押しつけること、また市民不在の乱暴な行政手法は是認できません。したがって、日本共産党市議団は本決算に反対するものです。

平成30年度は、市民の切実な暮らしの声と党市議団の要求が実を結び、暮らしを応援する前向きな取り組みも盛り込まれました。小中学校の非構造部材の耐震化や特別教室のエアコン設置、就学援助の新入学用品の入学前支給は、昨春からの中学新1年生に続き、今春の小学校新1年生の適用に拡大されるなどの施策が実現さ

れました。また、待機児解消のため、認可保育園の定員拡大を進め、都有地を活用した分園設置へ踏み出したことは重要です。

一般会計での個別の施策について申し上げます。

まず、市税等のクレジット納付システムの導入について、借金してでも税金の支払いを優先させようというものです。徴税業務は、生活状況に配慮しながら徴税業務を行おうとする市のこれまでの立場とは相入れません。

民営化、有料化された駅前自転車駐車場について、日本共産党市議団は、無料駐輪場の設置とともに、当初計画で削減された収容台数の回復、増設を求めました。各駅で駐輪場不足が起これ大混乱になりましたが、市も対策を行い落ちついてきたところですが、市民の交通の利便に欠かせない駐輪場整備の抜本的な見直しを求めます。

保育関連では、128名の定員増が図られていることを評価しつつ、31年4月当初の保育園待機児数は、旧基準で前年同期を上回る108名となっており、認可保育園の整備が求められています。

また、著しく低い公定価格の設定により、30年度開園予定だった向原第二保育園が、保育士不足から開園がおくれる事態となりました。今こそ公立保育園をふやすことなども検討し、市が児童福祉法24条に基づき、保育実施責任を果たすよう求めます。

学童保育について、30年度に新設された民間学童保育所についても、市直営と同様の水準が保たれるよう要望します。ランドセル来館はあくまで暫定的な対応とし、施設整備による抜本的な定員増を求めます。

次に、学校関連では、普通教室、特別教室のエアコン設置に続き、体育館のエアコン設置に道筋をつけ、現在実施準備に至りました。また、尿石除去や床の張りかえなどによる臭いトイレの解消や、小学校の便器の洋式化等が始まりました。一方で、率直に言って入りたいと思うトイレではないという声も学校関係者から聞かれます。一層の環境整備を要求します。

30年度から3カ年かけて実施される生活保護扶助費の削減に当たって、就学援助の準要保護世帯の利用への影響が出ないように求めます。

次に、図書館行政について、蔵書やレファレンスが低い水準にあることはわかりました。一層の拡充を求めるとともに、知る権利を保障する公立図書館の役割と相入れない指定管理者制度の導入検討の中止を求めます。

次に、廃プラ施設建設についてですが、市議会での都市計画決定手続の中止を求める陳情採択に反し、周辺住民の反対に反して施設建設を強行したことに抗議をいたします。

次に、国有地・都有地活用についてですが、国・都・市有地の活用による福祉施設やスポーツ施設整備について、運動広場や特養ホーム、知的障害特別支援学校建設など、市民のための活用が大きく動き出していることを歓迎します。大詰めになっているので、市にはぜひこれらの件では頑張ってくださいと思います。不足している保育園や障害者施設の用地への活用を求めます。

次に、平和施策についてです。

東大和の地で、今、平和の大切さを語るならば、かつて軍都として栄えたゆえに、動員された学生を含む100人以上の人々が空襲で命を奪われた事実や、その後の米軍基地返還までの先人の困難な道のりへの思いを避けることはできません。市長が、旧日立変電所の戦争遺跡の保存にふるさと納税を活用すること、中学生の広島派遣、平和学習など、積極的な平和施策を進めたことを評価いたします。

米軍横田基地に配備されているオスプレイについて、飛行訓練時に基地周辺の住宅地に機関銃を向けている

ことがわかりました。周辺住民への危険ははかり知れません。オスプレイ配備計画の中止を強く求めるべきです。

続いて、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険です。市は、国民健康保険税を国の方針に従って6年連続で値上げした最初の年となりました。今でも高過ぎる国保税は値上げすべきではありません。国保税の引き下げと実効性のある減免規定の整備を求めます。国保税の大幅値上げは、医療を受ける権利を奪うことにつながりかねません。これまでも繰り返し議会で、払いたくても払えない状況にあり、保険証を持ってないままの世帯の実情を紹介してきました。市は、納税相談の接触機会を持つとして、これを放置したままです。その結果、直近でも88人が保険証を持っていない状況となっており、当事者の生命の危険につながりかねない深刻な状況です。厚労省からも長期の保険証のとめ置きは適切ではないと指摘をされました。速やかに当事者に保険証を送付し、別途接触の機会を設けるべきです。今までどおり国保会計の繰り入れを行えば、国保税の値上げは必要がなかったことは、これまで述べてきたとおりです。

高過ぎる国保税は、所得が低い高齢の加入者が集中する構造的問題を放置して、加入者や自治体に負担を多く押しつけてきていることに問題があります。全国知事会の提言で示されたとおり、国と都道府県で公費1兆円の財源確保を行い、国保税の負担を大幅に軽減することを求めるべきです。

次に、下水道事業です。28年度より下水道使用料を、平均3割の値上げを行っています。今後については、維持管理、更新にかかるお金も専ら利用者の負担に転嫁する計画を示しています。国のお金の使い方を不要不急の新規大型開発事業から既存のインフラの維持管理、更新事業に振り向けるよう切りかえさせ、使用料に転嫁すべきではありません。

次に、介護保険です。保険料約1億3,000万円の値上げを行いましたが、さきに述べたとおり、必要のない不当な値上げでした。介護保険事業は、特養ホーム待機者160人余りの待機解消を図るなど、介護を必要とする方が安心して速やかにサービスを受けられるよう求めます。介護保険料未納のペナルティとして適用される3割負担は、介護を受ける権利を奪う懲罰的な制度であり反対です。

当市でも、29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。総合事業の導入により介護給付の切り下げが行われた結果、現場では深刻な人手不足を引き起こしていることを指摘しました。今後、要介護1、2にも総合事業を担わせようという計画も聞かれるようになっていきます。実態を見ない、とんでもない暴論です。国庫負担削減のために軽度者を介護サービスから締め出すことをやめさせ、保険あって介護なし、国家的詐欺とそしりを受けることとならないよう、国に強く働きかけることを求めます。

後期高齢者医療では、制度の廃止を求めます。

以上、討論を終わります。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。私は、公明党を代表して、平成30年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療特別会計までの5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成30年度は、国内において近年まれに見る災害の多い年でありました。6月に発生した大阪北部地震、7月には豪雨災害となった西日本豪雨、9月には台風21号が近畿地方を中心に猛威を振るい、さらには北海道胆

振東部地震、今までにない災害が発生し、甚大な被害が続出しました。改めて自然災害の脅威を感じるとともに、災害に備えた対策の必要性を改めて認識させられました。

市議会公明党として、尾崎市長に対し、3点にわたり要望、申し入れを行いました。

1点目は、6月に発生した大阪北部地震により、小学校ブロック塀倒壊による死傷事故を受け、小中学校の通学路の施設等の安全総点検実施を求める緊急要望を、2点目は、11月に小中学校体育館にエアコン設置を求める緊急要望を、3点目は、12月に小中学校の通学路、公園などに防犯カメラの設置拡大を求める要望書を、市民の皆様2万8,890名の賛同署名を添えて提出させていただきました。

これらの要望に対し、平成30年度においても尾崎市長みずから真剣に受けとめ、できる限り迅速な対応をしていただいたことに、心から感謝申し上げます。

少子高齢化が急速に進む中で、尾崎市長、2期目最終年度となる平成30年度は、引き続き日本一子育てしやすいまちづくりに向けて施策を積極的に展開され、東大和市の存在を大きくアピールできたものと評価します。尾崎市長が一貫して健全な行財政運営に努め、財政調整基金を初めとする各種基金の積み増しを行い、市財政の健全化に取り組んでこられた成果であると、私ども公明党として高く評価するものであります。

それでは、各会計について申し上げます。

まず初めに、一般会計についてであります。平成30年度の決算額については、歳入が前年度比1.9%、歳出が2.3%減少しましたが、実質収支は14億9,453万円の黒字となりました。全体的に堅実な運営を心がけていた結果と推察いたします。引き続き、将来を見据えた安定的な財政運営に努められるよう望みます。

歳入について申し上げます。

市税においては、個人においても法人においても、国の景気動向を受けておおむね好調に推移したものと判断いたします。特に徴税業務については、効率化のため、平成30年度の途中からクレジットカードの収納を開始し、収納率アップが図られ、新たに民間活力の導入も行われました。今後とも、着実な取り組みを続けられることを期待します。

平成30年度におけるふるさと納税では、流出額は8,930万円、寄附金が1,004万円となり、差し引き7,926万円で、市外へ流出した額が収入額より多くなりました。全国では、地元特産品を活用し、大きく収入増を果たしている自治体があります。今まで以上に新しい工夫を重ねる必要があると考えます。他自治体で効果を上げている事例を研究していただけるようお願いいたします。

旧日立航空機株式会社変電所保存のため、ふるさと納税の活用の趣旨については大いに賛同するところではありますが、一方、保存等にかかわる寄附金については、30年度は寄附金合計が187万円、積立基金の総額は827万円と、当初2億円という大きな目標に対して、さらなる取り組みが必要だと考えます。

平和事業については、公明党会派として一般質問で取り上げ、寄附者に平和アンバサダーの称号を贈り、平和市民のつどいに招待することや、平和事業に取り組む各種団体との積極的な交流をするなど、具体的な提案を行ってまいりました。今後、平和の発信地、東大和市として広くダイナミックな事業展開を期待しています。

市の子育て施策を進めるに際し、国や都からの補助金等を積極的に活用した取り組みを、平成30年度も引き続き進めてこられました。今後は、幼児教育無償化によりもたらされた財源を、新たな子育て施策として有効に活用することを求めます。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、広報活動事業として4月15日号より市報がカラー化され、より見やすくなりました。また、S

NSや動画の活用など、多様なメディアを通じて市の情報発信を心がけたことを評価いたします。

市報については、一般紙の購読が減少している中、早期に全戸配布の実施に向けた検討を重ねることを強く望みます。

結婚支援事業では、今年度、出生数、結婚数が減少している中、出会いの創出となる婚活イベントは、ますます重要な取り組みとなることから、さらなる拡大を求めます。また、オリジナル婚姻届や記念撮影コーナー、オリジナル出生届など、引き続き若い世代にアピールする施策の推進をお願いいたします。

企画業務では、土曜開庁により利用者がふえています。市民のサービス向上のためにも、より利用しやすい対象窓口業務の拡大をお願いいたします。

行政改革については、第5次行政改革大綱に基づいた取り組みが行われていますが、持続可能な行財政運営のために、さらなる指定管理者制度や民間活力の導入によって、適正な人員配置と人件費抑制、経費縮減に努められることを求めます。

行政改革推進業務では、行政評価と予算編成の連動の研究、検討がされていることを評価いたします。

防犯対策では、市民の安心・安全を守るため、青色回転灯パトロールカーや安全安心情報送信メールなど、平成30年度も継続して行っていただきました。引き続き公用車へのドライブレコーダーの搭載を進め、防犯体制の強化をお願いいたします。

民生費では、引き続き保育園の待機児童対策を進め、多様な保育サービスの充実に取り組まれたことを高く評価いたします。具体的には、民間保育園の立野みどり保育園、明德保育園の移転建て替え、小規模保育園3園、れんげ第二桜ヶ丘保育園、みつば保育園、向原第二保育園、認定こども園の子ども学園の定員拡大等により受け入れ幅が拡大されました。また、学童保育では、民設民営による学童保育所が立野に開設されました。保育士不足が叫ばれる中、保育士確保のため保育士宿舎借り上げ等、各種補助金を活用した取り組みにより、保育士の確保に努められたことを高く評価いたします。

子育てハンドブックは、今回初の試みにより官民共同で作成し、より充実した冊子となりました。今後も子育て世代の方の要望に丁寧に応え、施策に反映することを期待します。

公明党が一貫して強く主張してきた健康ポイント制度の創設に関し、平成29年12月1日から東大和元気ゆうゆうポイント事業がスタートしました。平成30年度は利用者が3倍にふえ、高齢者の健康増進を進める施策として高く評価いたします。

健康増進計画の取り組みが進められていますが、健幸都市宣言にあわせて全ての世代が対象としたポイント制度の導入を強く求めます。

生活困窮者自立支援事業では、生活困窮者の自立を促すため、各種相談支援事業の充実が図られています。

就労準備支援事業では、利用者18人中5人の方が就労につながったことを高く評価いたします。

学習支援事業では、利用者20人のうち、中学3年生4人全員が高校に進学することができました。

生活保護援護事業では、生活保護法が改正され、高等教育進学への道が開かれ、貧困の連鎖を抜本的に打ち破ることができるようになりました。東大和市においても、高等教育進学のための準備金として80万円が新規計上され、8名の方が利用されたことに対し、高く評価いたします。

放課後等デイサービスの充実に取り組んだことを評価いたします。

衛生費では、母子保健事業において妊産婦及び乳幼児の健康を守り、安心して子育てができるよう、充実した支援がなされております。日本一子育てしやすいまちを目指して、引き続き御努力いただきたいと思います。

保健事業においては、わかりやすく便利な健康づくりカレンダーの作成、配布を行っていただきました。引き続きわかりやすい提供に努めていただき、各種がん検診等の受診率向上につながるようお願いいたします。

先天性風しん症候群対策事業については、対象者の拡大に取り組んでいただいております。根絶のため、さらなる力を注いでいただきたいと考えます。

歯科医療連携推進事業では、東大和市歯科医師会の御協力により、訪問歯科診療などの件数が着実に伸びていることを評価いたします。

公害対策事業では、たばこのポイ捨て禁止マナーアップキャンペーンを実施されました。マナーキャンペーンのさらなる実施拡大とともに、受動喫煙防止条例の早期実現を望みます。

害虫等駆除事業においては、アライグマ、ハクビシンの捕獲数がふえています。市民生活の安全確保や農産物への被害が出ないよう、引き続き御努力をお願いいたします。

ごみ処理事業では、市民の御理解、御協力により、着実に廃棄物量が減少しています。一方、小平・村山・大和衛生組合の負担金は、施設整備、更新に伴う負担金がふえています。ごみ処理事業費を抑えるためにも、さらなる取り組みをお願いいたします。

農林業費においては、認定農業者、援農ボランティアがふえ、市内農業の振興に取り組んでいただいております。東大和市における都市農業発展のため、今後とも努力をしていただくようお願いいたします。

商工費では、空き店舗活用事業、東大和市創業塾の取り組みにより、市内で3名の方が創業されたことを評価します。

今年度から新たにスタートした東大和市チャレンジ施設チェレステ・ガーデンとの連携を図り、市内産業の活性化のため、さらに拡充した施策展開を望みます。

消費者保護対策においては、東大和市消費者センターにおいて、高齢者部門、福祉部門との連携が図られたことを評価いたします。今後とも被害の未然防止のため、引き続き取り組みをお願いいたします。

土木費では、市内の道路の管理について、市民から寄せられる大小にわたるさまざまな要望に対応していただいております。仲原排水管の全域にわたる清掃が行われるなど、市内全域で雨水対策が推進されたことを高く評価いたします。

頻繁に道路冠水が起こる地域に住んでいる市民にとって、豪雨災害は安全な生活を著しく脅かすものです。今後も安心して暮らし続けられるまちとなるよう、迅速な対策の推進を強く望みます。

都市計画道路3・5・20号線の芋窪、延長268メートルの道路築造工事が完了し、通学路に信号機が設置され、安全確保がされたことを評価いたします。

交通安全自転車対策事業として、市内各駅周辺の自転車等駐車が整備されました。粘り強い取り組みにより放置自転車等が減り、まちの景観も改善されてきたことは、高く評価されるものです。今後とも市民ニーズの把握に努め、安定的な事業推進がなされていくことを望みます。

コミュニティバス運行事業においては、利用者の増加傾向がうかがえます。これは、市役所での乗り継ぎ可能率の向上や学校休業期間の小学生の運賃割引制度を導入するなど、不断の努力の成果だと評価いたします。今後は、公共交通空白地域でのコミュニティタクシーの促進をお願いいたします。

狭山丘陵管理事務事業では、新管理事務所が完成いたしました。市民ボランティアが集う活動の拠点として活用し、魅力ある狭山緑地の保全と活性化を期待しています。

消防費では、災害対策事業において、備蓄する食料などの充実に努められました。また、東日本大震災の記

憶を風化させず、防災意識の啓発を行う防災フェスタ、防災地区モデル事業、避難所体験訓練については、公明党が一貫して推進してきた事業であります。今後とも継続して取り組みを求めます。

教育費では、公明党がこれまで要望してきた桜が丘市民広場のトイレのバリアフリー化及び洋式化設置工事が行われました。また、小中学校のバスケットゴールの耐震化や小学校のトイレの洋式化設置工事、小中学校の特別教室等冷房設備設置工事、小学校校門等の防犯カメラの更新を進められたことを高く評価します。また、通学路の安全点検を引き続き行い、児童・生徒の安全確保に取り組まれております。PTAや学校現場などでの幅広い意見に積極的に耳を傾け、さらなる改善を進められるよう望みます。

学力・授業力向上の取り組みとして、適応指導教室の指導員配置、地域未来塾事業支援員配置、小中学校の少人数授業指導員やチームティーチャーの配置を高く評価いたします。今後とも、児童・生徒の学力向上に全力を尽くしていかれることを強く望みます。

学校と地域の連携等推進事業では、東京都型コミュニティスクールが第五中学校グループで実施され、地域に開かれた学校づくりに取り組まれました。今後、コミュニティスクールが全校に展開できるよう取り組みを求めます。

放課後子ども教室事業については、児童も楽しみにしている事業です。高齢化によるボランティアの確保も容易ではないかと思いますが、少しでも実施日数をふやせるよう取り組みの強化をお願いいたします。

図書館事業では、公明党が従来より進めている子ども読書活動の推進に、平成30年度も努力していただいていることを高く評価いたします。

ビブリオバトルでは、参加した子供たちが生き生きと読書の感動を発表している姿に、大きな感銘を受けました。今後、さらに力を入れていただけるよう期待をしています。

図書館事業においては、私たちも幅広い世代から多数の御意見、御要望をいただいております。魅力ある図書館事業を行うためにはどのようにすればよいか、あらゆる角度から事業を検討していただくよう、強く望みます。

平和事業では、平成30年度から平和事業が社会教育部の担当となり、平和文集の小学生の紀行が多数寄せられたことを評価いたします。今後、平和の拠点、東大和市として平和発信基地となるよう平和メッセージが世界へ強く発信されていかれることを大いに期待いたします。

スポーツ振興事業においては、第51回東京都市町村総合体育大会への幹事市としての運営の経験を生かしつつ、ジュニア育成の取り組みや友好都市でもある喜多市との活発なスポーツ交流が実施されております。また、市民のスポーツ人口をふやすためにも、スポーツ都市宣言を行うなど、スポーツをさらに広く普及していくための施策について、前向きに検討することを望みます。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、平成30年度からの広域化により、東京都が財政運営責任主体となり、予算の仕組みが変更になりました。歳入が前年度比15%の減となり、歳出も13.9%の減となるなど、厳しい財政環境の中で実質収支は2億2,060万1,202円の黒字となっております。

保健衛生諸事業では、レセプトデータを活用した医療分析により、糖尿病等重症化予防プログラムやジェネリック医薬品の推進、受診勧奨、保健師等による家庭訪問相談を積極的に推進したことを評価いたします。

平成25年度から取り組んできた糖尿病重症化予防事業においては、プログラム参加者の中から今まで一人も透析に移行した方がいなかった中で、30年度、初めて1名透析に移行となり、その理由は認知症によるものだ



とのことでした。このことは大変なショックなことであり、超高齢化社会の大きな課題に対して糖尿病重症化予防の観点から、国保財政の安定のためにもさらなる対策の必要を強く感じます。引き続き、さらなる取り組みを求めます。

下水道事業特別会計では、歳入歳出ともに前年度比微減となりましたが、6,691万1,409円の黒字となりました。下水道は現代の市民生活に欠かせないインフラであり、雨水被害の軽減にも欠かせません。下水道事業の重要性に鑑み、保険料金等の負担については、市民に丁寧な説明を心がけると同時に、着実な事業推進をされることを望みます。

介護保険事業特別会計では、歳入は前年度比5.4%増、歳出は8.9%増となり、実質収支は3億5,700万6,627円の黒字となりました。平成30年度は東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の初年度となるため、介護給付金等準備基金を取り崩し、保険料の抑制に努められたことを大いに評価いたします。被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を、今後とも介護事業の充実ときめ細かな対応、適切な事業運営を望みます。

平成30年度は、地域包括ケアシステムにおける協議体の拡充がなされ、活発な活動が行われました。また、認知症初期集中支援チームの設置により、5名の方が認知症の早期診断、早期対応を行っていただきました。引き続き、超高齢化社会に対応した介護保険制度の充実が図られるよう強く望みます。

後期高齢者医療特別会計では、高齢者の方が安心して医療を受け、末永く元気に地域で暮らしていける体制をしっかりと維持していけるよう、さらなる事業推進を求めます。

以上、各会計について述べてまいりました。

今回の決算審査を通じ、私ども公明党から数多くの質疑をさせていただきました。担当部局より個別の事務事業の実施状況についての的確に把握し、詳細な説明をいただきました。市政発展と市民サービスの向上のために、日々御努力されていることに対し、改めて感謝を申し上げます。

平成30年度は、尾崎市長が重点的に進める日本一子育てしやすいまちづくりを中心に、市がこれまで進めてきた多くの施策の成果を示すことができた年度であったと評価いたします。少子高齢化が急速に進む社会にあって、若い世代に移り住んでいただけるような魅力あふれるまちづくりを進めるために、現場で働く職員の皆様が市民の皆様の多様な御意見や御要望に耳を傾け、さらなるサービス向上に取り組まれるよう期待をしています。

私ども公明党は、昨年夏から秋にかけて4つのテーマ、防災・減災、子育て、介護、中小企業について、全国3,000名の議員が100万人訪問アンケート調査を実施いたしました。この調査をもとに、生活現場の市民の皆様の声を施策にするべく取り組みを進めております。

これからも私ども公明党議員は、現場第一主義、大衆とともにとの原点のもと、小さな声を聞く力、どこまでも市民の皆様お一人お一人の声に耳を傾け、働いてまいる決意であります。

尾崎市長におかれましては、現場で必死に働く職員の皆様の御苦勞に應えるためにも、引き続き市政改革の先頭に立って取り組まれることを望み、公明党を代表して討論いたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[ 9 番 根岸聡彦君 登壇 ]

○9番（根岸聡彦君） 議席番号9番、自由民主党の根岸聡彦です。私は、平成30年度における東大和市一般会計歳入歳出決算及び5特別会計歳入歳出決算の認定に対して、賛成の立場で討論を行います。

平成30年度の歳入総額は324億4,016万1,669円、歳出総額は308億9,275万4,122円で、歳入歳出差し引き額が15億4,740万7,547円、翌年度へ繰り越す繰越明許費繰越額が7,405万3,838円となっており、実質収支額は14億7,335万3,709円の黒字となりました。また、5特別会計においても、全ての特別会計ごとに黒字が計上されました。これは、毎年同様の状況となっており、我々の感覚では当たり前のようになってきていることではあるのかもしれませんが、当たり前のことを当たり前のように行い結果を出しているという点について、評価をしたいと考えます。

一方、大きな課題としては、経常収支比率の悪化が挙げられると思います。経常収支比率は平成28年度92.7%、平成29年度93.9%、そして平成30年度末は94.4%と非常に厳しい状況にあります。持続可能な行財政運営のためには、財政の弾力性を高めることが不可欠であり、市は目標として掲げている90%を実現するために、具体的な施策、手法を早急に検討し、どの程度の期間でどのように経常収支比率を下げていくのかを明確に示す必要があります。今までのような通り一遍の対応で済ませるのではなく、ドラスティックな改革も時には必要になってくるのではないかと考える次第であります。まずは、庁内において知恵を出し合い、他自治体の成功例があればそれを参考に、東大和市の都市像を見据えながらも課題解決の優先度を高めて、さまざまな策を講じていただくことを強く要望いたします。

決算の数値につきましては、決算書に全て記載されておりますので詳しく申し上げることはいたしません。歳入に関しては市税収入が前年度を上回りましたが、歳入全体では一般会計で約6億1,500万円、特別会計を合わせた全体では約18億4,200万円の減となり、厳しい運営を余儀なくされたものと思料いたします。

また、市税の不納欠損額が1億円超となりました。2つの法人の固定資産税で不納欠損が生じたという説明がありましたが、件数も前年に比べ386件増加しているとのことですので、少額であっても不納欠損を生じさせないように、しっかりとした対応を要望したいと思います。

歳出につきましては、冒頭で一般会計及び5特別会計全てで黒字が計上されたと述べましたが、限られた財源をいかにして有効活用していくかといった努力の跡がうかがえると思います。

以下、各款ごとにおいて目を引いた事業について述べさせていただきます。

総務費の分野ですが、個人番号カード発行事務事業に関して、マイナンバーカードの発行枚数が1万4,706枚となり、発行率17.2%、発行状況は多摩26市中7位という位置にいるという点を評価いたします。御承知のように、マイナンバーカードは発行枚数を競うような性質のものではありませんが、マイナンバーカードがあることで、住民票を初めとする各種証明書の交付が全国どこのコンビニでも可能となり、交付可能時間の拡大が図られ、利便性が大いに向上しました。また、マイナンバーカードがあることで、電子申告の簡便化が図られ、将来的には健康保険証機能が付与されるであろうとも言われております。また、自治体ポイントといったポイント制度の構築が、今後研究、検討されると思われることから、ますます利便性が拡大していくものであると考えられます。

民生費について言えば、高齢者日常生活支援事業の分野において、平成29年12月からスタートした東大和元気ゆうゆうポイント事業が、平成30年度は延べ参加人数が4万人近くに達し、高齢者の健康増進や生きがいづ

くり、健康寿命の延伸に大きく寄与していると考えられます。この事業につきましては、景品交換期間の問題、ポイント数の問題、交換される景品の質の問題、ポイントの使い方の問題等々、さまざまな問題点が指摘され、いろいろな声が寄せられていると思いますが、平成31年度、令和元年度以降の課題として、今後の改善点としてさらに検討し、より使い勝手のよい制度へ発展していくことを期待したいと思います。

衛生費に関しては、まず飼い主のいない猫対策事業について、本事業は私の平成28年第4回定例会の一般質問において取り上げさせていただき、不妊・去勢手術費用の補助額の増額が実現したものと認識しております。平成30年度における施術の件数は、平成29年度に比べ減少しているものの、ボランティアの方々の活動のおかげで徐々に効果を発揮している点を評価したいと思います。今後、さらに市民の認知度が高まり、この事業が成果をおさめていくことを期待したいと思います。

また、清掃管理事業に関しましては、ごみの減量化が進んでおり、1人1日当たりのごみ排出量が、平成28年度679.7グラム、平成29年度670.4グラム、平成30年度663.0グラムと減り続けていること、また、二ツ塚最終処分場への焼却灰の搬入に関して、たま広域資源循環組合へ支払う負担金も、焼却灰の搬入実績量がいまだ搬入配分量を超過している状況ではありますが、平成28年度約2億3,000万円、平成29年度約2億2,500万円、平成30年度約2億2,100万円と減り続けていることを高く評価いたします。東大和市一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標の一つである1人1日当たりのごみ排出量650グラム以下の達成に向けたごみ減量施策の取り組みに期待をしたいと思います。

次に、商工費の分野では、観光推進事業の中の観光マップの作成及び附属冊子の増刷に関し、市役所の観光情報コーナーのほか、各公共施設への設置、そして市外の人の目に触れていただくために、近隣市のみならず都庁、立川駅、羽田空港、京成上野駅、バスタ新宿、そして国分寺にあります都立多摩図書館へ定期的に設置をしているという取り組みを評価したいと思います。小さなことを継続することで、やがて大きな成果に結びついていくことを信じ、取り組みが継続され、少しずつではあっても効果があらわれていくことを期待いたします。

土木費につきましては、コミュニティバス等運行事業において、平成27年2月のルート改正以降、平成28年度は約13万4,000人、平成29年度は約15万人、そして平成30年度は約16万人と着実に利用者数が伸びており、収支率も28.2%、31.1%、31.9%と改善をしている点を評価いたします。また、都市計画道路3・5・20号線の道路築造工事が完了し、3・3・30号線とつながることで、交通の利便性が拡大したこと、自転車等駐車場の整備を行い、収容台数不足の解消に努めたことをあわせて評価いたします。

教育費につきましては、学力向上推進事業として、地域未来塾を設置して、基礎学力を身につけ学習習慣の定着を図った点を評価いたします。

また、平成30年度は第一次学校教育振興基本計画の最終年度であり、学力向上の面で国と都の平均正答率の差をゼロにするという目標を掲げ取り組んでこられたものと思料いたします。一部の教科や学校で、全国の平均正答率を上回った、また上回る学校がふえたとの報告もありますが、全校ベースで見るとまだ道半ばとなっており、第二次の計画に引き継ぎ、さらに取り組みを強化していただくことを要望いたします。

小学校及び中学校環境整備事業においては、小学校特別教室、中学校特別活動室に冷房設備が設置され、中学校5校と第三小学校、第五小学校の体育館バスケットゴール耐震化を実施したことを評価します。

また、小学校のトイレの洋式化について、小学校10校の便器全561基のうち、平成29年度末までに225基が洋式化されておりますが、平成30年度におきまして新たに38基が洋式化された点を評価いたします。

また、東大和市ロンド桜が丘フィールドにおけるバリアフリー化工事、トイレ、倉庫の更新工事の実施、フィッティングボードの設置等、利用者の利便性向上に向けた取り組みを評価いたします。

特別会計についてであります。下水道事業特別会計の中で、一般会計からの繰入金金が4億5,125万8,000円とありますが、経費回収率は平成30年度末の時点で99.9%と目標をほぼ達成しており、地方債の残高も平成29年度末に約95億4,700万円あったものが、平成30年度末では約87億1,000万円と、8億3,700万円減少しております。このことは、返済が着実に実行されている中で借入額が抑えられているということで、下水道事業が健全に運営されていることの証明であるということができ、高く評価をしたいと思っております。

介護保険事業特別会計につきましては、生活支援体制整備事業において、平成30年8月13日に新堀、清原地区で、平成31年1月18日に多摩湖、狭山、清水地区で第2層協議体が設置されたとのことでした。各地で支え合いを考える勉強会や目指す地域像を考える勉強などが開催され、地域資源の発掘に大きく寄与していくものとして高く評価したいと思います。また、今年度、既に1カ所が立ち上がり、3カ所予定をしていると伺っております。市長の施政方針に新たに加わった、シニアが活躍できるまちに通じるものとして、今後の発展に期待をしたいと思っております。

以上、一般会計及び5特別会計の平成30年度決算に関し、さまざま申し述べさせていただきました。全体的な歳入の減少、社会保障費の増加による経常収支比率の悪化、公共施設の老朽化対策と課題が山積している中で、市長を先頭に、市職員の高い意識とたゆまぬ努力によって、平成30年度の決算がこのような結果を出したことは、非常に素晴らしいことであると考えます。

税金の使い方に100%正しいということはなく、さまざま御意見を述べられる方もいらっしゃると思っております。平成30年度において達成できなかった課題はしっかりと受けとめ、次年度以降の施策に生かしていただくこととして、適正な行財政運営に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、平成30年度の決算審査における賛成の討論とさせていただきます。

[9 番 根岸 聡彦君 降壇]

[2 番 大后 治雄君 登壇]

○2番(大后治雄君) 議席番号2番、大后治雄でございます。興市会を代表し、平成30年度一般会計歳入歳出決算ほか5特別会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論を行います。

さて、今回の決算では、市のブランド・メッセージ活用等によるシティプロモーションや市税のクレジット納付の開始、民間保育園の保育士等の確保対策や民間学童保育所の運営補助、そして都市計画道路整備の実施など、これらは全て持続可能な市政の実現に向けての施策であると認められるところであり、評価いたします。

そのほか、細かく申し上げれば、東大和元気ゆうゆうポイント事業の引き続いての実施や、骨髄バンク制度の普及啓発、防災行政無線のデジタル化や地域未来塾事業の推進、小学校全校における校門等に設置している防犯カメラの更新なども評価するものであります。

また、財政面に関して申し上げます。前年度に比べて平成30年度の市税収入額を初めとした自主財源は微増ではありますが、一方で経常収支比率は前年度を0.5ポイント上回っております。経常収支比率は平成28年度から引き続いて上昇傾向にあり、財政の硬化化が懸念されます。こうしたことから、より一層の歳出の縮減とさらなる歳入の確保に向けた努力が望まれます。

超少子高齢化社会を突き進む今日、他自治体もうらやむような魅力あるまちづくりへの徹底的な模索を今回も求め、討論いたします。

[ 2 番 大后 治雄君 降壇]

[ 2 1 番 床鍋義博君 登壇]

○ 2 1 番 (床鍋義博君) 議席番号21番、床鍋です。平成30年度東大和市一般会計歳入歳出決算ほか5特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、やまとみどりを代表して、賛成の立場で討論いたします。

まず、歳入につきましては、前年度と比較し、市民税の不納欠損額の増加が見られましたが、先日行われた決算特別委員会での質疑において、今年度特有の事情であり、来年度の予算における高い収納率の目標には影響しないとの説明がございました。その他、手続全般に不明な点はなく、日ごろの職員の迅速かつ正確な事務手続に対して、心より敬意を表する次第であります。

次に歳出につきましては、財政健全化比率を初めとする地方公共団体の財政をはかるさまざまな指数において、持続可能な自治体経営を行っていることを評価させていただきます。

歳出についての個別の指摘は、決算特別委員会において指摘させていただきましたので、この場では重ねて申し上げませんが、本来行政が行うべき施策と民間活力を利用する施策について、市の説明に一貫性が感じられない案件も見受けられます。行政が行ってきた事業を民間に委託する場合、市の明確な将来ビジョンを示し、市議会や市民に対して、十分な説明、議論を行う必要があるはずですが、そのビジョンが示されておりません。

来年度から開始される会計年度任用職員制度によって、人件費の負担を減らすための単なる数字合わせの施策であってはなりません。行政みずから行うべきものとそうでないものについて、市は明確に市民に説明していくことを要望いたします。

決算の手続及び数字に関しては、適正であると判断させていただき、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

[ 2 1 番 床鍋義博君 降壇]

[ 1 3 番 関田正民君 登壇]

○ 1 3 番 (関田正民君) 13番、関田正民です。正和会を代表して、平成30年度東大和市一般会計決算ほか5特別会計決算認定に対し、賛成の立場で討論を行います。

平成30年度の重要施策として、日本一子育てしやすいまちづくりを目指し、小規模保育施設3園の開園や定員拡大を行い、課題解決に向けて一歩前進させました。また、学童保育においても、待機児童解消のために、民間学童保育に対する運営補助を行い、新たな取り組みをしたことを高く評価するものであります。

また、そのほか高齢者の健康寿命の延伸や介護予防の促進の取り組みも前進させました。これらの施策は、少子高齢化が進む中で、東大和市の将来を考えて展開していると評価いたします。

さまざまな課題解決に前進が見られた30年度ですが、主要財政指標の経営収支ポイントの上昇や将来にわたる財政負担額が、前年度に比べ6億8,638万円も増加したことなど、当市の財政状況は予断を許さない状況であることも明らかになりました。

その上、厳しい財政状況を踏まえ、行政改革の取り組みを進めていこうという姿勢についても評価できるものであり、特に納税管理及び徴収補助等業務委託による市税収入の確保には、その成果に期待をいたします。

今後も厳しい財政状況が続くことは予想されますので、行政改革については監査委員の審査意見書でも触れられ、また市長自身も行政改革の必要性について述べています。

行政サービスを提供するためには、健全な財政運営が必要です。持続可能な市政運営を行うためには、これまで以上に行政改革の取り組みを強化する必要があると思います。

当市は、今回の決算の前年である平成29年に民間企業の調査で、共働き子育てしやすい街ランキングで第3位という評価をいただきました。これからも住んでよかったと思える東大和となるよう、今後の市政運営に対して、尾崎市長のもとで進めた行政改革だからこそという取り組みを大いに期待し、賛成討論といたします。

[13番 関田正民君 降壇]

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。平成30年度一般会計歳入歳出決算及び5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成30年度は、前年度に比べ人口が減少し、財政規模も縮小しましたが、一方、市税収入はふえ、一般会計歳入歳出差引額15億4,700万円を超えた黒字となり、基金にも積み増しがされている中で、財政の厳しさが市民からは見えにくくなっています。財政調整基金や一般会計減債基金を取り崩しての年度当初予算編成や、臨時財政対策債を含めた市債の借入残高が206億円に迫る金額であることなど、余裕のないところで事業運営がなされていることは、広く市民に知らされるべきです。

その上で、さらなる行政改革の推進として、民間活力の導入を進めるとのことですが、効率化ばかりではなく、事業内容や、民間が公共サービスを担うことのリスクなどを十分考慮した上で進めるべきです。特に、図書館の指定管理の検討については、1日20人前後の利用者見込みの夜間開館の必要性と、それに引きかえてのリスクの大きさを考えた場合、指定管理導入は控えるべきと考えます。

公共施設等マネジメント事業においては、事業者選択、評価など、検討過程の透明性を高める必要があります。選定や評価結果はホームページで公表しているとのことですが、全てが同じ管理職の委員で構成されてはよいものとなりません。それぞれの事業に詳しい専門家など、第三者の参加を求めます。公共施設の再編や跡地利用なども、市民を交えた幅広い議論が必要と考えます。検討結果をいきなり突きつけられても、市民は戸惑い、理解を得ることに時間と労力がかかります。今後、施設のあり方や総合計画については、検討の段階から市民としっかり議論をし、合意を図りながら進めていくことを求めます。

庁舎管理については、持続可能な社会を率先して実践していく自治体として、第三次東大和市地球温暖化対策実行計画にある温室効果ガス排出量削減を意識して評価すべきです。仮に削減目標に達していなかった場合は、来年度以降の取り組みにしっかりと反映するように求めます。

行政苦情相談ほか福祉オンブズマンなど、不服を訴える場を市民が活用できるようにする必要があります。相談件数がないからといって苦情も何もないということではなく、問題が隠れている可能性があります。そのような声に真摯に向き合うことで、信頼され頼られる市役所になると考えます。

事務事業外部評価に市民委員も参加した効果は大きいと感じています。あらゆる事業において、専門家の知見を取り入れ、主体者や当事者である市民の声を反映する仕組みを検討していくことを求めて討論とします。

[4番 実川圭子君 降壇]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第41号議案 平成30年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と

決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第42号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第43号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第44号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

---

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第45号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第46号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。  
よって、本案を認定と決します。

---

日程第13 議第4号議案 北朝鮮、アメリカ、ロシアのミサイル発射実験を非難し、核兵器の廃絶を求める決議

○議長（中間建二君） 日程第13 議第4号議案 北朝鮮、アメリカ、ロシアのミサイル発射実験を非難し、核兵器の廃絶を求める決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第4号議案 北朝鮮、アメリカ、ロシアのミサイル発射実験を非難し、核兵器の廃絶を求める決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第14 議第5号議案 幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書

○議長（中間建二君） 日程第14 議第5号議案 幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[7番 上林真佐恵君 登壇]

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党を代表いたしまして、幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書に対する提案理由の説明を行います。

これまで保育料の中に含まれていた3歳以上児の副食費が、10月からの幼児教育・保育の無償化により、新たに保護者の実費負担となります。保育料が無償化されても、食材費の実費負担により負担増になるケースも想定され、国の制度設計に対する批判の声が全国から上がっています。保育施設にとっても、保護者から毎月実費徴収を行うという多大な業務負担となります。

これまで副食費は公定価格の中に含まれていたとされていますが、公定価格の中で幾らが食材費として算定されていたかが明確でなく、政府が示した4,500円という金額には根拠がないばかりか、保育施設からは充実した給食を提供できないのではないかと懸念の声も上がっています。

また、保護者からの滞納があれば、直ちに給食の円滑な提供に支障が出ることも予想され、保護者が退園を迫られるという可能性もゼロではありません。こうした問題は、幼児教育・保育の無償化の本来の目的と反するものです。

また、保育施設において、給食はなくてはならないものであり、保育と切り離せるものではないことは明らか



かであることから、以下、意見書を読み上げて提案といたします。

幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書。

子供の心の発達の土台である給食は、保育の一環として、子供の健全な発達に重要な役割を果たしている。10月からスタートする幼児教育・保育の無償化においては、2号認定の給食の食材費が無償化の対象から外れ、保護者から新たに実費徴収されることとなった。その額は主食費3,000円、副食費4,500円という目安が国から示されているが、東京都内においては主食費、副食費合わせて7,500円を新たに徴収する自治体や、主食費を1,500円、700円など独自に設定して副食費とともに徴収することとした自治体、副食費のみを実費徴収する自治体など、対応はさまざまである。また、17区2市1町1村が自治体の単独補助を行うことにより実費徴収を行わないとした。実費徴収を行わない自治体を区市町村別に見ると、区部では74%に当たる17区、多摩地域では2市1町1村とわずかに13%にとどまり、新たな多摩格差とも言われている。

本市においては、2号認定の副食費を補助した場合、年間約1億円の負担になると想定される。また、保護者に対する徴収業務は施設での負担となり、業務量が大幅に増加することが明らかである。滞納世帯への対応の懸念や、国の示した目安額で充実した給食が提供できるのかという懸念の声も聞かれている。保育施設の業務増加によって、保育士確保がより一層深刻化することも考えられる。

よって東大和市議会は、国に対し、幼稚園等も含めた給食の食材費を無償化の対象とすることを求める。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） それでは、幾つか質疑させていただきます。

今回の意見書の内容は、幼児教育・保育の無償化が前提となっておりますが、そもそも提案者は消費税を財源とする幼児教育・保育の無償化に賛成されておられるのか、どのようにお考えがお聞かせいただきたいと思えます。

2点目、今回の陳情については、2号認定の方に対してとありますが、1号認定の方の給食食材費についてはどのようにお考えですか。

3点目、仮にこの意見書が望むとおり2号認定の方の給食食材費を東大和市が負担することとなったとしたら、提案者の皆様は市の予算に賛成されるおつもりがありますか。

以上3点、お伺いしたいと思います。

○7番（上林真佐恵君） まず1点目ですけれども、国においての子育て支援法に対しては、我々としては消費税を財源とするっていうことは、子育て世帯のそうした負担軽減をしてほしいっていうこうした要望に対して消費税増税をするっていうその消費税増税に対する口実っていうふうにとれますので、そういう点で消費税を財源とするということについては反対をしています。

ただ、幼児教育・保育の無償化そのものは進めるべきだというふうに考えています。

2点目、1号認定ですけれども、意見書の中にもちょっと触れましたけれども、今回国は1号認定の方々に合わせて給食費、実費徴収するっていうふうに言っていましたけれども、本当の意味で幼児教育・保育の無償化と言うのであれば、当然1号認定の方々も無償化の対象、副食費、食材費も無償化の対象とするべきであると考えています。

3点目、予算に賛成するかっていうことですけれども、これまでも述べてますけれども、予算、まだ何も今

の時点で今後の予算っていうのは全てが明らかにされてませんし、その予算が出た時点でその全体を見させていただいて、その予算編成に対する東大和市の市政運営をどのように行うのかっていうことをきちんと見きわめた上で、賛成するか反対するかっていうのは、その予算が示された上で決めることだと思っておりますので、今の何もない時点で賛成するか反対するかっていうことについては、お答えはできません。予算が出てきたものを検討して考えたいと思います。

以上です。

○18番（東口正美君） それでは、今回3歳から5歳へ大きく幼児教育無償化がされるわけですが、消費税を財源としない場合、提案者の方々はどのような形でこの全国的な幼児教育の無償化を実現されようとしているのか、お答えいただきたいと思います。

○6番（尾崎利一君） 日本共産党は、消費税に頼らない財源確保の提案を既に行っています。消費税増税そのものは、低所得者ほど負担割合が重くなる。例えばこの幼児教育・保育の無償化の問題でも、給食の食材費4,500円よりも保育料が安いという場合は、給食費、食材費、それ以上上がらないようにするっていう御答弁、この議会でもいただいておりますけれども、それでも低所得者にとっては、消費税増税だけが襲いかかるということになってしまいます。そういう形ではなくて、日本共産党は、大企業優遇税制を是正して中小企業並みの負担を求めることで4兆円、富裕層優遇税制を是正することで3兆1,000億円、思いやり予算などを廃止することで4,000億円、合わせて7兆5,000億円、消費税増税を上回る財源で、これらの施策を進めるという提案を既に行っているところです。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は公明党を代表して、議第5号議案 幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書に対して、反対の立場で討論をいたします。

さきの議題となった第58号議案での討論で示したように、幼児教育・保育の無償化に当たっては、幼稚園と保育園という内容の異なる幼児教育に対して、一定の教育費を広く負担することが決まっております。その上で、給食食材費の負担に対して公平な体制を整え、2号認定の方にも給食費を御負担いただくものと考えます。しかしながら、今回の幼児教育・保育が無償化になることで、今まで以上に負担が重くなる保護者は一人もおりません。また、さきの条例で決まったとおり、低所得者世帯や多子世帯には、しっかりとした食材費に対する軽減措置がなされております。

そもそもこの議論のもとには、幼児教育・保育の無償化の実現があり、そのための財源として消費税増税と

いう重い判断があります。本意見書の提案者は、安定した子育て、医療、年金、介護の社会保障制度を支える財源確保に反対されながら、さらなる行政サービスだけを国に求めるという意見書には、全く賛同することができません。

よって、この意見書には反対いたします。

[18番 東口正美君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第5号議案 幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

---

#### 日程第15 議第6号議案 学校給食の無償化を求める意見書

○議長（中間建二君） 日程第15 議第6号議案 学校給食の無償化を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[7番 上林真佐恵君 登壇]

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党を代表いたしまして、学校給食の無償化を求める意見書に対する提案理由の説明を行います。

学校教育にとって給食は欠かせない存在です。バランスのとれた栄養がとれるというだけでなく、一緒に食べることでコミュニケーションが豊かになり、心身の成長につながります。食材やそれにかかわる人、調理方法など、地域の伝統や日本の食文化を伝えることも食育として大切です。貧困によって給食が唯一の栄養源という子供たちもいる中、成長期の子供たちの健康と人間的発達を保障する学校給食の役割はますます重要になっています。学校給食法が、食を通じた子供の心身の健全な発達を目的とし、食育の推進をうたっていることから、学校給食が教育の一環として実施されていることは明らかです。

政府は既に約70年前、憲法26条における義務教育はこれを無償とするという規定をできるだけ早く広範囲に実現したいとして、学用品、学校給食費、交通費などの無償も考えていると答弁しています。その後、基本的な政府の見解は変えていないということも、昨年12月の参議院文教科学委員会で確認がされています。

給食費の保護者負担は、他の学用品や制服などと比べても最も重いものとなっています。また、食材費の高騰が自治体の財政を圧迫し、給食内容が貧困化するという問題も全国で起きています。給食が、人間として豊かに生きるために必要なことを食べる経験を積み重ねて学ぶ重要な教育の一環であり、各自治体が地域の特色を生かして充実した給食を提供するためには、憲法26条の規定に基づき、国の責任で無償化を実現することが必要だと考えることから、以下、意見書を読み上げて提案といたします。

学校給食の無償化を求める意見書。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとして、極めて有効な教育的役割が期待されている。2016年3月の内閣府経済財政諮問会議において、子育て世帯の支援拡充として給食費の無償化が打ち出された。また、文部科学省は、2017年公立小中学校の給食費無償化に関する全国調査に乗り出し、2018年に「学校給食費の無償化等の実施状況」を公表した。これによると、全国で82の自治体が、教育的効果のほか、子育て支援や子供の貧困対策として学校給食費の無償化をしていることがわかった。しかし、学校給食費無償化は、自治体財政を圧迫するなどの懸念が生じる可能性があり、実施に踏み切れない市町村も少なくない。

本市においては、小中学校の学校給食費を完全無償化とすると、各家庭においては小学生においては1人当たり年間約4万3,450円、中学生で5万380円の負担軽減となる一方、本市の負担がおよそ3億円になると想定される。

よって、東大和市議会は、国に対し、学校給食費の無償化を早期に実現するよう求める。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は公明党を代表して、議第6号議案 学校給食の無償化を求める意見書に反対の立場で討論を行います。

学校給食の無償化についての公明党の取り組みとしては、2017年5月に行った政府に対する政策提言で、全小中学校における完全給食の実施と、地方自治体における学校給食の無償化支援を挙げています。国会においては、2016年2月、衆議院予算委員会第四分科会で岡本三成議員が、学校給食費については国が負担すべきとの主張をし、実態調査の実施を求めました。また、2017年4月には、参議院厚生労働委員会で、山本香苗議員が、無償化を実施している自治体の保障制度の仕組みや子供たちへの影響などの調査、分析をするよう提案し、文科副大臣から実施するとの答弁を引き出しています。

このことを受け、国では2017年、学校給食実施等の調査を行い、2018年、実施結果が公表されました。その結果、主食、おかず、牛乳がそろった完全給食の実施率は、小学校では98.5%、中学校では82.6%にとどまり、自治体ごとに状況が異なっていることがわかりました。国が一斉に学校給食の無償化を行うには、さらに調査、研究が必要だということです。また、その財源の確保についても対策を講じなければなりません。

一方で、現在でも就学支援制度によって一定の所得制限を設けて、学校給食を含めて教育費の負担軽減がなされている世帯もあります。これらの現行制度との整合性を図る必要もあります。

学校給食の無償化についてのこれらの課題のため、公明党としてこれからもしっかりと取り組んでまいります。

今回提出された意見書には、このような課題に対する明確な提案もないまま、ただ国に無償化を求めるという内容には、賛同することができません。

以上、反対の討論といたします。

[18番 東口正美君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第6号議案 学校給食の無償化を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

---

#### 日程第16 議第7号議案 東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第16 議第7号議案 東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、全会派の代表者及び無所属議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第7号議案 東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第17 閉会中の特定事件調査について

○議長（中間建二君） 日程第17 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第18 議員派遣について

○議長（中間建二君） 日程第18 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時20分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 中 間 建 二

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 二 宮 由 子

署 名 議 員 和 地 仁 美